

## 令和３年第２回笠松町議会定例会会議録（第２号）

令和３年６月15日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

- １．本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応 招 議 員

|       |      |         |
|-------|------|---------|
| 議 長   | 7 番  | 伏 屋 隆 男 |
| 副 議 長 | 4 番  | 尾 関 俊 治 |
| 議 員   | 1 番  | 間 宮 寿 和 |
| 〃     | 2 番  | 關 谷 樹 弘 |
| 〃     | 3 番  | 高 橋 伸 治 |
| 〃     | 5 番  | 川 島 功 士 |
| 〃     | 6 番  | 田 島 清 美 |
| 〃     | 8 番  | 岡 田 文 雄 |
| 〃     | 9 番  | 安 田 敏 雄 |
| 〃     | 10 番 | 長 野 恒 美 |

### 不応招議員

な し

- １．本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出 席 議 員

応招議員に同じ

### 欠 席 議 員

な し

- １．地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

|          |         |
|----------|---------|
| 町 長      | 古 田 聖 人 |
| 副 町 長    | 川 部 時 文 |
| 教 育 長    | 野 原 弘 康 |
| 総 務 部 長  | 村 井 隆 文 |
| 企画環境経済部長 | 堀 仁 志   |
| 住民福祉部長   | 服 部 敦 美 |

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 建設部長兼水道部長              | 田 中 幸 治 |
| 教 育 文 化 部 長            | 足 立 篤 隆 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 那 波 哲 也 |
| 総 務 課 長                | 佐々木 正 道 |
| 企 画 課 長                | 山 内 明   |
| 福祉子ども課長                | 花 村 定 行 |
| 健 康 介 護 課 長            | 今 枝 貴 子 |
| 建 設 課 長                | 森 泰 人   |
| 教 育 文 化 課 長            | 田 島 茂 樹 |
| 学校給食センター所長             | 赤 塚 暢 子 |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 平 岩 敬 康 |
| 書 記         | 大 堀 ももこ |

1. 議事日程（第2号）

令和3年6月15日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） おはようございます。

大変暑くなりましたけれども、お体にお気をつけくださいますよう、それから順調にワクチンの接種も進んでいるようで、大変喜びの声をメールでもいただいております。皆様の御努力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

今回は、子供たちの教育についてということで質問をさせていただきます。

2004年12月の発達障害者支援法成立、翌年4月に施行されました。その後5年間は、笠松町の小・中学校には特別支援のための通級教室は設置されておりました。もちろん通常学級での支援は行われておりましたが、通級教室を希望すると岐南東小学校にある通級教室に羽島郡二町教育委員会の構成団体として通っていました。例えば、松枝小学校から岐南東小学校までおよそ七、八キロあります。これは自動車でしか移動できない距離であります。移動が保護者の責任である以上、その時間を捻出するのはとても大変なことだったろうと想像に値します。しかし、途中で抜け出すと前後の授業に食い込んでしまうため、7時限目を選択せざるを得ない状況でした。当時は、まだ通級に通っておられるお子さん、生徒・児童さんが少数だったため、それも可能だったんだと思います。少数ということは、きちんと必要な子にそういう措置が取られていなかったというふうに考えてもいいのかもしれない。

その後、幼稚園、保育園での見回りや乳児健診での見守りなどが功を奏し、小学校就学と同時に通級希望のお子さんが急激に増加し、当時の教育長、町長に、翌年度から、笠松小学校へ笠松町で初めての通級教室を開級していただくことができました。そのときに、就学とともに通級教室を希望されておられた保護者の皆さんに、そらいろパレットという保護者会をつくっていただきました。そして、笠松町での通級教室設置を保護者会として要望していただきました。その後も真摯な活動を続けていただいたおかげで、3小学校共々開級がなかったというふうに私は考えております。

そらいろパレットのお子さん方も中学生になりました。現在、笠松中学校には通級教室は設

置されておられませんので、笠松小学校通級教室へ通っておられます。現在、笠松小学校通級教室は、笠松小学校児童11名、笠松中学校生徒13名が通っておられます。現在、笠松中学校生徒は1・2年生のみで、3年生は該当者がいません。これは、受験を優先するということで、3年生の方は通級を希望されていないと、今年度はされていないという、保護者との話合いでそういうふうになっているそうであります。

来年度、笠松中学校へ進学し、通級を希望しているであろう人員は、笠松小学校2名、松枝小学校3名、下羽栗小学校2名での合計で7名となります。現在の13名と合わせて20名となってしまう。この生徒たち全員が現在のように笠松小学校通級教室へ通っていただくには、少々無理があるのではないかなというふうに考えております。その上に、笠松小学校児童で通級教室を利用されておられる児童にも影響が考えられます。

もう一つ考慮することは、来年度の笠松小学校通級教室児童の推移です。現在11名ですが、6年生が2名で、残りは9名。地域振興公社に伺ったところ、ことばの教室に通っておられる幼児で笠松小学校に就学し、通級教室を希望する幼児はゼロ名となってしまいます。そうすると、9名のままということになってしまいます。そのほか、松枝小学校就学予定者で通級希望と思われる幼児は1名、下羽栗小学校では7名になっております。つまり、笠松小学校通級教室の現在の位置を確保しつつ、笠松中学校通級教室を設置しなければならないと考えております。それは先にも述べましたように、中学生の通級教室は、特に途中授業で抜け出すには、生徒へのかなりの負担が考えられます。週5日とすれば、7時間目を使えるのは5名程度です。本来なら、最低でも週1回の通級教室を確保したいのですが、今年度でも既に隔週の設定になっています。さらには、同じような生徒を複数での指導を考えなくてはならない可能性もあるとお聞きしておりますし、実際に少人数のグループで通級教室を行っているという話も聞いております。

GIGAスクールでタブレットを活用するのは、個別最適化することが目的だと考えております。特に、特別支援に必要なことと重なっているのではないかなというふうに考えております。もちろん通級教室の設置は笠松町で決められることではありません。岐阜県教育委員会での問題です。笠松中学校への通級教室設置と笠松小学校通級教室存続と双方での中学生受入れを行うことで、より充実した指導が確保できると考えています。既に県教委には、田中県議を通じてお話を伺っておりますが、そこをお願いではありますが、この件で町長、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、GIGAスクール関連の情報セキュリティ等についての質問に移ります。

コロナ禍を通じて露呈した日本全体のICT化の遅れを取り戻すために、様々な施策を行ってきた日本政府です。その中でも、行政と教育は双璧と言ってもよいのかもしれませんが。私が理解したGIGAスクールの基本的考え方は、先ほども述べましたように、教育の個別最適化

に目的があると考えています。日本中で一斉にスタートし、基本的システム構成が似通っていて、文科省が認定した基本的な考え方に大きな異差がないと思われるデジタル教科書を使用します。つまり、どのように使いこなしていくかが今後の教育の格差につながっていくのではないかと危惧しております。

まずは、単位教育委員会ごとでの問題点です。笠松町としては、岐南町と教育委員会を共同設置しています。そのおかげで、単独町村での設置に比べ、人材的には県教委からの加配も含めて優遇された環境であると考えられます。その点に加え、学校数、児童数、生徒数、教員数等が多くなることでのメリットは計り知れないと考えております。両町において、教職員が使用するパソコンのセキュリティーに異差があつては、共同設置し、数の優位性を生かし切っていないような気がします。もちろん、それぞれの町での考え方があります。それは尊重します。しかし、二町教育委員会として、できる限り同じような設定にして、GIGAスクールで得られるメリットを最大限享受できるように進めていくことが設置者としての責務ではないでしょうか。そう考えますが、どのように考えられますか。

次に、人材確保における設置町としての考え方です。

笠松町では、各学校へ交付金を行い、教育に役立てていただくように配慮していただきました。松枝小学校では、その資金を使ってタブレットドリルというデジタル教材を選びました。これは1教科6万円で全学年使用できます。さらに、児童の回答を分析し、以前習った単元と学年に戻って再学習ができるというドリルであります。こうした教材を選ぶには、システムと学習内容の両方を熟知しないとチョイスできないのではないのでしょうか。さきにも述べましたように、同時スタートしたGIGAスクールを勝ち抜いていくための人材確保は必要不可欠です。こうした人材確保は、設置者の責任としてお考えいただけませんか、考え方をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めておはようございます。

川島議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず1問目、笠松中学校への通級指導教室の設置と笠松小学校通級教室の充実についてお答え申し上げます。

通級指導教室設置の考え方につきましては、岐阜県教育委員会より通級指導教室の新設、継続、増級の認可基準等が示されており、当町の通級指導教室設置においても、地域の実情を踏まえ、二町教育委員会が岐阜県教育委員会に要請し、教職員の配置を受けて二町教育委員会が開設してまいりました。今年度の6年生の在籍状況につきましては、議員がおっしゃられると

おり、LD・ADHD等通級指導教室に笠松小学校で2名、松枝小学校で3名、下羽栗小学校で2名の合計7名、言語通級指導教室には笠松小学校で5名となっております。そのような事情に加え、環境変化の適応に苦手意識が強い継続利用児童への配慮等も鑑みると、来年度笠松中学校でのLD・ADHD等通級指導教室の在籍見込み数として、1年生7名、2年生6名、3年生7名の合計20名となり、定員13名以上での設置基準を満たすことになります。

以上のことから、笠松中学校での新設に向けて、今後は空き教室等の環境整備について学校と協議しながら、当町と二町教育委員会が一体となり、岐阜県教育委員会へ積極的に要望してまいり所存であります。

続きまして、教職員のPCに対するセキュリティーの違いと教育用コンテンツの開発環境についての御質問でございますが、当町では、教職員の働き方改革の一環として、令和元年10月に児童・生徒の通知表作成及び高等学校への生徒情報等をクラウド上で引き継ぐための県域統合型校務支援システムを導入いたしました。当該システム導入前までは、校務用パソコン内にウイルス対策ソフト及びフィルタリングソフトを常駐させ、セキュリティー対策を行ってまいりましたが、クラウド上で個人情報を管理することとなったため、インターネットと校務支援システムのネットワークを分離する対策並びに外部記録媒体の取扱基準を定めることにいたしました。

特にネットワーク分離対策等を講じたのが、セキュアブラウザの活用であります。これは、一般的なウェブブラウザの基本機能に加え、不正アクセスや情報漏えいを防止できるものであり、児童・生徒の個人情報を守るため、令和元年9月よりセキュリティー対策を強化してきたところであります。そのため、当町では当該システムの導入後、セキュリティー事故は一件も発生しておりません。ただし、セキュリティー対策を強化するほど、教職員はパソコン上で教材作成等をする上での作業が非効率であったかもしれません。

以上のことから、校務用パソコンで各種ファイルのダウンロードだけでも許可してほしい旨の要望が今年度に入り数件寄せられたこともあり、教職員手動によるウイルスチェックを万全に実施することを条件として、5月下旬にダウンロードを許可したところであります。さらに、今後は、著作権侵害を防ぐという観点からも、各種データを参考文献として適正に取扱いができるような運用ルールを定めてまいります。

続いて、岐南町との情報セキュリティーに係る比較についてであります。インターネットを閲覧する際には、当町では学校ごとに回線を接続していますが、岐南町は一旦役場に集約されてインターネット回線を接続しており、そもそものネットワーク構成が異なっております。そのため、校務用パソコンの情報セキュリティー対策が両町で異なっているのが現状であります。

最後にコンテンツの開発であります。昨年度、全国一斉にGIGAスクールが導入され、

当町の教職員におきましてもＩＣＴ研修の実施及び研究に日々励まれていることに加え、自ら教育コンテンツを開発して、教職員の間で情報共有を図りたい先生方も見えるかと思います。当町では、今年度９月より、これまで各校に設置していた校務用サーバーを笠松中学校１台のみに集約することとし、小・中４校での情報共有が図られるネットワークを構築することにしたしました。今後は、さらに両町で意見交換ができるようなネットワークの構築に向けても調査・研究をしてまいりたいと思っております。

以上より、引き続き現場のニーズの把握に努めるとともに、教職員が児童・生徒に向き合える時間を確保するための対策を講じていきたいと思っております。

続きまして、ＩＣＴシステムと教育コンテンツの双方に詳しい人材確保についてのお尋ねですが、今年度は、昨年度ＧＩＧＡスクールで整備した１人１台タブレット端末を活用したＩＣＴ授業を早期に本格運用をしていくことが学校の課題となっております。そのため、当町では、ＧＩＧＡスクールサポーターとして小・中４校で２名を配置し、教職員が円滑にＩＣＴ授業を実施できるよう支援を行っています。参考に、昨年度のＩＣＴ支援実績として、各学校とも年間約１３０回の支援件数があり、総授業日の約７割の支援がありました。また、教職員のＩＣＴスキルアップを図る目的としまして、学校ごとにテーマを決め、６月中に研修を行います。これらの取組は、ネットワーク保守業務委託の一つとして委託業者へ依頼するとともに、今年度に限った国庫補助の対象事業となっているところであります。

続いてＩＣＴシステムであります。昨年度、学校保健特別対策事業費補助金及び地方創生臨時交付金を活用して、松枝小学校と下羽栗小学校におきましてはタブレットドリルを購入し、児童用タブレット教材を整備してまいりました。特に、松枝小学校の教材はＡＩ機能が備わっており、個々の学習能力に応じて自動的に問題が選ばれます。当該補助金の活用につきましては学校長の裁量で決定できたこともあり、整備内容やタブレットを家庭へ持ち帰る頻度も各学校ごとで異なっております。したがって、今後、ＩＣＴ教育の波に当町が取り残されないようにするためにも、議員の言われるＩＣＴシステムと教育コンテンツの双方に詳しい人材の確保に向けて調査・研究してまいりますが、まずは外国語指導の助手であるＡＬＴのような教職員を支援する立場と同様に、ＩＣＴ授業を側面からサポートできるような体制を確立していきたいと考えております。教職員に対するＩＣＴ支援も必要であります。児童・生徒にＩＣＴを押しつけることで、子供たちの学習嫌いが懸念されることも考えられます。ＩＣＴはあくまでも学習ツールの一つであり、辞書や本で調べることの重要性は昔も今も変わりません。

以上のことから、来年度以降につきましては、今年度の当該取組に対しての現状把握及び教職員のニーズを調査してまいります。

以上で、私の答弁は終了させていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） おはようございます。

川島議員 1 番目の御質問、笠松中学校への通級教室設置と笠松小学校通級教室充実についてお答えをします。

通級指導とは、小学校または中学校の通常学級に在籍している軽度の障害のある児童・生徒に対して、主に各教科の学習や給食などの時間は通常学級で過ごし、週に何時間かの通級による指導の時間のみ通級指導教室に移動をして、困り感や課題に応じた支援、指導を受けることであり、近年その対象となる児童・生徒も増えている傾向にございます。この通級指導教室の開設には、児童・生徒13人に教職員 1 人という定数基準が設けられていることや、そのほかにも空き教室等の環境整備が必要となっておりまいます。毎年、次年度の設置申請を県のほうに提出をしておりますが、こうした条件を満たしていなければ、申請が認められることは厳しい現状でございます。

川島議員御指摘の両校での設置について、例えば笠松中学校の在籍の生徒を自校通級と他校通級に分け、一部の生徒が笠松小学校の通級指導教室へ通うこと、これは分ける条件であるとか合意が必要となっておりまいます、できれば対象の児童・生徒にとってもより望ましい環境になると思われまいます。担当する教員の配置は非常に大きな問題を抱えておりますけれども、そうしたことと、今出ました要望も含めて、県のほうへ申請をしたいと考えております。

また、通級指導教室の形態につきましては、自校通級、他校通級のほかに巡回指導等もあることも踏まえ、それぞれの指導形態の特徴や指導の教育的効果、児童・生徒や保護者の負担、各学校や町内の実態等を踏まえて、効果的な方策を選択するなど、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

一方で、さきにも述べましたとおり、対象となる児童・生徒の増加傾向に関わり、現状を見直す必要もあるかというふうに考えております。通級による指導は、子供の自立を目指して、障害による困難を改善、克服するため、一人一人の状況に応じた指導を行っています。極論を申し上げますと、支援がなくてもできる力を培うことであり、通級指導教室に通わなくても、所属する学級で学習生活ができることが目標であると考えまいます。通級教室に通うどの児童・生徒も確実に成長はしております。一人一人の困り感や成長の度合いも異なるので一概に言うことはできませんが、例えば退級してもよいと判断できる児童・生徒もいると実際聞いております。心の安定を図ることを目的として通っていると感じられる生徒、あるいは授業に遅れてしまつて、本来行ふべき主訴に応じた授業はできないといった声も聞いております。

また、学級づくりが基盤となりますけれども、特に中学校 2 年生や 3 年生になれば、通常学級の他の生徒も自己理解や他者理解が深まり、円滑な人間関係を保ちながら生活できるようになってくることを目指してまいます。そうした現状を鑑み、児童・生徒の実態に関する情報をより客観的に把握をして、保護者との教育相談や校内支援委員会、教育支援委員会に臨み、通級



に関して、入級に関して真に判定していく必要があるとも考えています。また、昨年度通っていたから本年度も通うといった機械的な判断ではなく、児童・生徒一人一人の実態に合った通級であるかどうか、教職員の見極める力も高めていく必要があると考えております。

以上が1点目の御質問でございます。

続いて、川島議員の3番目の御質問についてお答えをします。

これは、人材確保の必要性でございますが、私のほうからは、人材育成と指導の充実という視点からお答えをさせていただこうと思っています。

今後、GIGAスクール構想の取組を一層充実したものにするためには、先ほどの町長答弁にもありましたように、GIGAスクールサポーターや、あるいはICT支援員による助言や支援、提案は欠かせないものと考えております。こうした体制を整備することにより、積極的な取組かつ工夫ある実践が生まれてくるものと期待をしております。この実践を児童・生徒一人一人の力の育成に結ぶには、どうしても教職員一人一人の資質能力の向上を図る必要がございます。現在、校内ICT委員会を毎週開いて、気軽に情報交流できる場を設けて取り組んでいる学校もございます。また、教員の有志がICTクラブを発足させ、同僚に広げる営みをしている学校もございます。学校によって進み具合に若干の違いはございますが、こうした校内での主体的な学び合いも大切にしていきたいと考えております。

また、羽島郡では、各学校の情報教育主任で構成するICT推進委員会を組織しており、大学の教授による講義であるとか、特徴のある自校の実践交流、授業実践ワンシーンの蓄積など、様々な実践を取り入れることができるよう努めております。また、羽島郡学校教育会では、ICT機器を活用した授業を積極的に公開し、授業研究を行うことを通して授業の質を高めるよう努めています。さらに、各種研修に関わっては、アプリケーション提供先の職員による研修をはじめ、独立行政法人教職員支援機構のアクティブ・ラーニング授業実践事例や各種教育用動画を視聴するなど情報は豊富にあります。こうした情報に対して、管理職、教職員ともにオンライン等利用して、手軽に共有できる体制を現在整えてきております。

教職員のICT活用能力がある程度高まってれば、いろいろな願いを抱くようになっていきます。何よりも、教員がこんな授業がしたいという願いが生まれてくることを期待しています。教材の値打ちであるとか、児童・生徒の実態を把握することなど、今までの授業づくりの財産を生かしながら、ICT機器を活用した新たな授業スタイルを生み出していきたい、そんなことを願っています。授業実践を進めるに当たりましては、教育事務所や教育委員会の訪問の際に、指導主事がICT活用の価値づけや活用例の紹介等の助言を行うとともに、郡内の学校における先進的な実践を把握し、教育文化課等と連携を図りながら広めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5 番（川島功士君） 町長、教育長ともに大変御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

大まかには、大体私の言ったことを理解していただいているというふうに思っておりますけれども、一つだけ確認をしていきますが、まず通級教室ですけど、もし設置が決まった場合は、それに伴って十分な予算措置を取っていただけると考えてよろしいでしょうか、町長。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろん設置が決まった以上は、それが実施できるようにやるのは当然なことであります。

〔5 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

今までの通級教室設置のときも十分な予算措置を取っていただいているので安心はしておりますが、確認だけさせていただきました。

さらに、先ほどの教育長の答弁にもありましたけれども、確かに中学生になって落ち着きを取り戻して、療育の成果が出てくるということも十分にありますし、今、例えば中学校3年生の子の在籍者がいないということは、高校受験をということで優先にするために通級は利用していないというふうにお聞きしました。今回も、2年生が7名ということなので、3年生になったときに2年生が抜けても、たまたま7名入ってくると13名ということになるので、まだ定数制にきちんとしたわけではないようですが、一応確保はされる見込みであるというふうに考えています。

しかし、先ほどだんだん療育の成果が出てくるということですが、決して治るという病気とは違いますので、あくまでも障害の一部、脳でいうと軽い障害ということになりますので、主訴という言葉はちょっと間違いな意味ではないかなというふうに受け取りましたが、それはどうでもいいんですけども、あともちろんデジタルのほうにもつながることなんですけれども、デジタル化の教科書が出てくるということなんですけれども、今、例えばLDの子ですと、例えばデイジーとかアクセスリーディングという電子教科書が、それぞれに特徴がありますけれども、無償で使うことができますが、そういうものを積極的に導入していくという考え方はありませんか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 今、お話しされたことは具体的にどんなアプリかちょっと私も把握ができていないのが正直なところでございますが、子供にとってプラスになることは、どんどん

取り入れていく必要があるだろうというふうに思っています。とにかく一步でも成長するとうか、それを願って歩むしかないというふうに思います。

〔5 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

デジシステムというのは、電子版の教科書が読み上げはしてくれるんですけど、デジ一の特徴は読み上げを人が録音しているということになります。なので、低学年でも非常に聞き取りやすく分かりやすいふうになるんですが、ただ一つ一つが非常に重たくなってしまうという、容量が大きくなってしまいう欠点があります。もう一つのアクセスリーディングというのは、東京大学の先端科学技術研究所の近藤准教授が出しておられるシステムで、デジタルでの提供で、読み上げはOSの機能によって行うということになっています。

WindowsにもiOSにも読み上げの機能等がありますので、それを利用して読み上げますが、言葉によって違う発音になる場合があるので、低学年には向かないとは思いますが、それぞれ申請の仕方には違いがありますが、どちらも無料でダウンロードして使うことができますので、現実、笠中の通級に通われている方で1名、デジシステムを使われているという話をお聞きしました。ぜひとも、タブレットを一人一人を持って使えるようになったので、積極的に活用する方向で考えていただきたいというふうに思います。

特に特別支援ではWindowsやクロームよりもiOSが非常に向いているというふうなことで、笠松小学校を皮切りに3小学校に入れていただいたおかげで、今度岐南町にも入ることになったと。笠松町が入ってくれたので、岐南町にも入れてもらえたというふうで大変喜んでおりましたが、iOSを使われてどのような感想でしょうか、実際にはどのように使われているのかについて、もし分かるようでしたら教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） iOSは、特別支援の教育については使いやすいという話は所管のほうからも話を聞いております。その具体的な違いについては十分把握しておりませんが、学びやすいというのがあるということは聞いております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

私も幾つかは知っていますが、先ほど言いました東大の先端研もアプリを出しておられます。それもiOS向けだけで、プリントなんかを写真で撮ると、それをテキスト化して、その上に回答を出して、書き方の困難な子にタイプで打ったりすることができて、それを印刷して提出することができるというようなものであったり、非常に種類が多く、無料なものも多くあると

いうふうに聞いております。ぜひとも、そういったことも含めて前向きに検討していただきたいと思います。

それから、あと先ほどもグループでの指導があるというふうにお聞きしました。個別最適化ということなので、個人個人が向いている子もおれば、少人数のほうに向いている子もあるということでの少人数のグループ化で生徒さんを通級教室で指導されているというふうに思いますが、単純にこま数が足りないからということではないと思いますが、その辺の確認をお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 基本的には、一人一人の困り感、課題に応じた指導が望ましいというふうに考えております。そういう体制が取れるように努めたいと思います。

〔5 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

私も通級教室には参加をさせていただいたこともありますし、一緒に行ったこともございますので、内容はある程度は理解しているとは思っているのですが、ぜひとも本当に困っている方に指導ができるようお願いをしたいと思います。

今、岐南町さんで中学生で通級教室を利用されている方よりも、笠松のほうが大変多いという、人数的には大変多いというふうにお聞きしました。通級教室は、実は2015年でしたか、文科省が公立の小・中学校の5万人を対象に、発達障害であろうと思われる子の割合を調べた結果が報告されています。6.5%ということであります。中学校は1学年200人ですと13人で、3学年で39人、40人弱ということになります。ということは、例えば、今現在通級教室に通っておられる方が20名ということは、その他個別に教室の中で通級教室に通わずに支援を受けられている方もお見えになりますので、決して少ないことがいいとか悪いとかということではなくて、きちんと全国平均レベルの人数は指導できているということは、きちんとしたバックアップが、そういう特別支援へ導くための道が今笠松町にあるということだと思っていますので、少ないのではなく、きちんと療育を受けていただいているということを誇りに持って、行政、教育を進めていっていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

次に、セキュリティの問題ですけど、私が教職員の方から相談を受けた時点で、県教委からダウンロードしたものがエクセルのファイルが開けないとか、いろんな話をお聞きしておりますが、ある程度対策を取っていただいたということで大変ありがとうございます。G I G A スクール全体のことについては、国もまだ最終的にどう進めるかという、デジタル教科書をどのように配付するかということについても決めかねているところがあって、2024年にはデジタル教科書に切り替えたいということなんですけれども、実際に紙と併用するのかどうかという

こと。例えば、1台ずつ全部インストール、全児童・生徒にすると膨大な作業と費用がかかるということであったり、じゃあクラウドにするかということ、クラウドにするためにはセキュリティをどうするかという問題があったりということで、まだ最終的には決めかねているところが多いと思います。

国が決めかねている上に、先ほど言ったように、全国一斉にスタートして、非常に振り回され感のほうが強いのうに思っています。ですからこそ、逆に言うと、今ここは一步先に出るチャンスだというふうに思っております。いかに早く人材を確保するかということも大事だというふうに思っております。

そして、GIGAスクール全般についてでありますけれども、あくまでもやっぱりICTというのはツールにすぎない。だから、先ほど言いましたように、今までなかったものが急に一斉に入ってきて振り回され感が強いのですが、今までのノートや鉛筆、黒板といった道具と同じようになるには、まだまだ時間がかかるかもしれません。しかし、こういうものを整備していくに当たって、例えば単位教育委員会では、やっぱりどうしても人材と資金の確保ということにおいて限界があるというふうに思っています。その面でいくと、県の教育委員会の動きというのは、たくさんいろんな施策を打っていただいて、教育も、それからいろんな指導もしていただいているのは分かるんですが、もっと根本的なところで都道府県間競争に勝ち抜いていくんだという意思が感じられないんですが、そういうことについて教育長はどのようにお考えですか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 意思が感じられないというのは、どこで感じられないかということをおっしゃるのか私には分かりませんが、やっていこうという気持ちはあります。県のほうもそれぞれ施策を打って、そして市町村は補助していただける体制を取っておりますけれども、今私どもができることは精いっぱいやっていきたい。私も全くの素人と言えば素人なんですけれども、川島議員ほど専門的な知識はございませんが、ICTに関しては、やっぱり学習効果があるというふうに読んでいますし、こういう授業ができるといいなというイメージは持っています。先生方にこの間、羽島郡の教育委員会総会の中で、オンラインを使って映像でお話をしたんですけれども、ICTを活用する授業をやればいいよという安易な考えでおってもらっちゃあ困りますよと。何でこのICTが入ってきたんやと、これからSociety5.0という時代を迎えるに当たって、どういう時代を子供たちが生きていかなきゃならないんだ。その辺の生きていく力ということと、今の授業を見比べたときに、ICTをどう活用していくか、その辺のイメージを持った授業づくりをしてくださいということをお願いしました。今、私は力強く話しているつもりなんですけれども、これでも意思は感じられませんか。

〔5番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。十分に感じました。ちょっと言葉が過ぎたことをおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

ということは、もし全体を考えてやるとすると、例えば小学校入学と同時にアカウントを1つ子供に与えて、これからやるデジタル上でのドリルであったり、試験であったりというものを全てアーカイブしていく。それから、健康の記録もアーカイブしていく。それを県全体としてA Iで解析をし、その子に応じた学習方法や学習のプロブレムを示していくというような多くのデータを迅速に処理し、客観的な答えを出していくというのがI C Tの最も得意のところだと思います。しかし、これを単位学校であったり単位教育委員会で行うのは大変困難を極めるだろうと。人材に関しても、それから資金に関しても難しいだろうということで、ぜひとも県にはそういうことを前提に考えていただきたいなというふうに思っています。現に、先ほど申されましたように、校務支援システムのクラウドができていますのであれば、全ての学校がもうそのクラウドでつながっているので、そのクラウド上に全県下の先生方の力が、英知が結集できるような形を取っていただけるようにしていただけると、県の仕事としては大変うれしいなというふうに感じております。

それともう一つ、先ほど言いましたように、A I機能が入ったタブレットドリルというのを松枝小学校では使っていますよということでした。それが入っているということを笠松小学校の一般の先生が御存じなかったというふうに昨日お伺いしました。昨日、校長会が開かれたようですので、そこで校長先生の中でお話が出たかもしれませんけれども、もともとそういうことのように、たかがと言っただけなんですけど、笠松町の中ですらこれだけの格差が生まれているわけですね。松枝小学校の生徒さんは毎日タブレットを持って帰って、家庭学習でそれを活用している。でも、笠松小学校さんは週に1回しかタブレットを持って帰らないよということでありました。どっちがいい悪いということではなくて、どちらがより機能をフルに活用しようとしているかという問題だというふうに思っております。少なくとも、笠松町や二町教育委員会の中では、情報共有を綿密にさせていただいて、子供たちがこの時代に学校に行って、この町のこの学校に行っていくことによって、学習機会がほかより減ったとか、学びが薄かったということのないように、ぜひ今のお言葉で十分分かりますが、お願いをしたいと思います。

それと、あとタブレットを毎日持ち帰るということになると、約1キロぐらいの重量増になるということになります。私たちが子供の頃に比べると、ランドセルは3分の1ぐらいにはなっていると思いますが、それでもやっぱり小さいお子さんにとっては負担になるかと思えます。今年度、下羽栗小学校で音楽の教科書がという話は聞いたんですけども、できるだけ早くデジタル教科書にして、子供たちの負担が、タブレットだけを持ち帰ればいいよというみたいな時代になるのがいいかなと私は思いますが、笠松町の教育委員会も、すぐにはできないと思い

ますが、後々はそうなると思いますので、ぜひ御検討いただきたいが、いかがですか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） ランドセルがだんだん大きくなってきて重たいだろうなということを思っています。私らの頃は置き勉禁止と言われて、全部持って帰れと、本当に両手に荷物を持って、ランドセルまで担いで。そういう時代があったんですけども、全部が全部持って帰る必要はないだろうなというふうに私は思っています。必要に応じて、家庭での学習計画にもつながるかもしれませんが、今日は僕はうちでこれを勉強したいと、だからこれを持って帰るという選択ができるとか、こんなことができたらずばらしい子やと僕は思うんですよね、逆に。そういう自分で目標を決めてという。だから、そういった形で全部持って帰る必要はないんだよということであると思うので、それを子供たちが自分で決める、決めてやる、そういった教育を進めていく必要があるというふうに思っています。

それから、今、ＩＣＴのことでずっとお話がありましたけれども、危惧している部分が一つあって、人間の感性という感覚ですよ。触るとか、匂いを嗅ぐとか、熱いとか、映像では分らないんですよ。ユーチューブを見ていて、確かに大人なら理解できるけど、経験をしているからそれがどういう状況かということが分かる。でも、経験していない子供がその映像を見て、なるほどと思ったら、それを全部理解していると思ったら、とんでもない間違いが世の中これから起きるような気がしてなりません。なので、やっぱり体験をする。体験をして感じる。これははじめにもつながることやと思うんですよね、心の部分の感性というか、そうしたものはなくてはならない部分です。だから、ＩＣＴも当然進みます、これからの時代なくてはならない。使えなくては生きていけないだろうと思いますけれども、もう一つ、人と人との関わりの中で、感じるという部分はなくてはならない部分だと思うので、その両面を大事にしていきたいということを思っています。ちょっと話は飛びましたが、以上です。

〔５番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○５番（川島功士君） ありがとうございます。

まさしくそのとおりですね。私もそのように思います。たくさんを経験させてあげて、例えば困り感のある子でも、ひょっとしたら物すごい能力が隠れているかもしれません。それは、ひょっとしたらＩＣＴの中で見つかるかもしれませんし、ひょっとしたら運動の中や野原を駆け回る中で見つかるかもしれません。それが人生を救うことになるかもしれません。私はそういう事例をたくさん知っておりますが、まさしくそのとおりだと思います。ただし、先ほども言いましたように、ＩＣＴを使うということはあくまでもツールであります。それを支援するためのツールをいかに上手に使っていただくかということを、始まったばかりなので振り回されずに、ぜひとも根本的なことを考えてくださいとお願いをしております。

決して実体験を無視しろとか、仮想の社会だけで全部教え込めばいいということを思っているわけではありません。ただ、よりそれをツールとしてうまく使っていく。そして逆に、その使い方を間違えると人を殺すこともできるかもしれないということをきちんと教えていかなければならないというふうにも思っています。

いろいろ申し上げましたが、ぜひとも困り感のあるお子さんへの支援、そしてICTを含めた今後全体を見据えた支援を、体制的に、全体的に、総体的に見て計画を立てて進んでいていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

2番 關谷議員。

○2番（關谷樹弘君） おはようございます。

まず初めに、笠松町では5月上旬から新型コロナウイルスワクチン接種が要支援・要介護、そして高齢者の方から順に始まり、町内にお住まいの方から、笠松町は接種が早いね、給付金も早かったし、本当によい町だねとお言葉をいただいております。これもひとえに、接種実施に対して、町長をはじめ総務部、福祉部、企画部など各部の皆様、そして羽島郡医師会の皆様の御尽力によるものとこの場を借りて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。そして今後は、ワクチン接種が一人でも多くの方により早く進められ、笠松町にお住まいの皆さんが安心して暮らせることを切に希望いたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、要支援・要介護の方の情報の扱い、笠松町松枝地区の道路整備、以上の2つの事項についてお尋ねさせていただきます。

まず1つ目は、要支援・要介護の方の情報の扱いについてお尋ねします。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種予約では、要支援・要介護の方を対象に、4月22日木曜日と23日金曜日に先行して電話にて受付がされました。当初、電話がつながりにくかったとの御意見がありましたが、先日発表されました笠松町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画によりますと、令和3年度は3月時点で要支援の方247名、要介護の方815名で計1,062名の要支援・要介護の方がおられ、想定以上の電話が殺到したのはやむを得ないと思います。しかし、その後、すぐに案内を年齢ごとに区切られて対応されたことで、予約しやすくなったと思われれます。

高齢者に目を向けまして、私の住む西宮町を例に挙げますと、65歳以上の方が町内には6割以上おられますが、月に2度の資源ごみ回収日の朝7時頃にはほとんどの方が顔を出され、夏休みには7月20日過ぎから8月末までの平日には毎朝ラジオ体操をされ、元気よくされております。ラジオ体操されるお姿を見る限り、支援を必要とされる方はいらっしやらないと思えるほどでした。しかし、さきの2日間のワクチン電話予約が終わった後、西宮町の方から、1日



目にずっと電話をしたがつながらず、2日目には締め切られ、結局申し込めずに悲しくなったとお声の複数いただきました。まさかその方がと思う方が要支援だったそうで、電話予約では誰にも相談できず一人悩まれていたのです。

そこで、要支援はどのような方が対象かを調べてみました。要支援とは、厚生労働省により家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態とされています。要支援1はその中でも状態が軽度で、食事やトイレは一人でできるが、家事や身の回りのことをするときに誰かがそばで見守ったり、手助けをしたりする必要がある。また、立ち上がったり歩いたりするときに支えが必要になることがあるとの定義がありました。

ワクチン接種予約にしても、高齢者の方であれば、大体の年齢が分かりましたので、電話予約や集団接種会場への送迎を70代、60代の皆さんでお手伝いしようと町内会の皆さんで話し合うことができたのですが、要支援に関しては、その方が要支援かどうか、御近所の方でも分かりづらい場合があり、今回のケースで町内会長や民生委員の方でもどなたが要支援か知らされていないことが分かりました。

私たち議員は、地域の皆さんのために活動するものとして、災害が起こったときなど、万が一のときに手助けや身元確認をする役目があると思っております。まさか御本人にあなたは要支援ですかなどとお尋ねすることはできませんし、役場担当課の方にどなたが要支援か教えていただこうにも、個人情報保護でするのでお教えすることはできませんと言われました。それは現行の制度、個人情報保護の観点からできないと思います。

そこで、町長にお尋ねします。現在の制度では、どなたが要支援か要介護かを教えられないことになっているかと思いますが、その情報の開示や利用に関しましては、地域の方の状況を把握し、今回の予約や会場への移動を手助けしたり、万が一の災害時に家族や地域の方、そして支援を必要とする方を助けるためにも、本人の同意の下、情報の活用理由を明確化することで、限られた場合のみ開示するというのはいかがでしょうか。その点につきまして、どのような策を講じられるか、町長の御意見をお聞かせください。

続きまして2つ目は、笠松町松枝地区の道路整備についてお尋ねします。

場所は、笠松町松枝の長池にありますトミダヤ笠松店と笠松幼稚園の間を通る東西の道路です。調べてみますと、ここは昭和57年に事業として制定された町道拡幅改良都市計画街路事業にありました。その後、昭和62年に北及長池4号線、都市計画街路羽島署木曽川橋線が事業認可、昭和62年度から平成2年度に用地買収と進みました。長池地内の道路では、左から順に木曽川の堤防から降りてきた羽島用水との接点から、現在セブンイレブンのある信号交差点までの幅16メートル、長さ320メートルが平成2年度から平成4年度に、セブンイレブン交差点からトミダヤ笠松店を通り、西にある次の信号交差点までの幅16メートル、長さ540メートルが平成5年度から平成10年度に、その交差点から西の排水路がある橋まで幅16メートル、長さ

225メートルが平成11年度から平成15年度までに整備され、各区間の工事前には、平成7年12月と平成10年3月の町議会定例会にて、それぞれ地方特定道路整備工事請負契約として議決され、平成15年9月定例会にて1,085メートルの北及長池4号線は事業完了とあります。

この北及長池4号線からさらに西に羽島署木曾川橋線は続き、岐阜羽島署を基点として西へ、岐阜南環状線の交差点にありますツネトミヤ本社のところの信号へつながる羽島署高桑線の計画があり、ツネトミヤ本社から高桑へつながる道も拡幅工事が完了しており、トミダヤ笠松店からツネトミヤ本社まで、そして高桑までが1本の道としてつながる計画となっておりますが、この話がなかなか進んでいないようです。

私が笠松町の松枝地区を歩いて回らせていただいたときに、最初にお願いされたのは、トミダヤ笠松店からずっと西へ行ったところの橋を広くしてほしいと何人もの方から言われました。そこは車1台がやっと通れ、相互通行がされており、朝夕には笠松中学校の生徒が登下校時に通行したりして非常に危険とのことでした。また、そのすぐ西にある警察官舎にも度々車が飛び込むとのことで、危険性が指摘されています。調べてみますと、その排水路が笠松町と岐阜市柳津町との境となっており、ちょうどその橋の笠松側からが岐阜市なのだそうで、橋を広げるにも笠松町ではできないことになります。

また、羽島署から西のJAさかい川支店を通る道路も、岐阜市との境界となっております。JAさかい川支店西の名鉄柳津駅から南へ来たところの交差点は見通しが悪く、事故が多発していると聞きます。また、そこは北門間、中門間、下門間の皆さんが名鉄柳津駅方面へ行くときに通る交差点で、その交差点には横断歩道もない状態で非常に危険となっております。また、朝夕のラッシュ時には、その交差点から西へ行き、名鉄の踏切を渡った交差点では、片側1車線のため、環状線の道路には右折がなく、慢性的な渋滞となっております。そして、その渋滞を避けるために、岐阜羽島署から南にありますコーヒー店から西へ、ツネトミヤ本社へ行く北門間の道が抜け道として利用され、途中、羽島用水のある交差点で事故が起こったり、道路が頻繁に傷むなどが報告されています。以上のことから、各種の問題点の解決や通行しやすくなることで、中高生の通学が安全となり、長池地区や門間地区の経済発展にもつながるのではないかと思います。

そこで、町長にお尋ねします。この羽島署木曾川線と羽島署高桑線の整備を岐阜市と一緒に推進することにより、広い道が長池、北門間、柳津町とつながり、渋滞の緩和、笠松町と岐阜市南部地域の経済発展、笠松中学校生徒の通学時の安全性が高まると思われますが、道路整備推進に関しましてどのようにお考えいただけますでしょうか、御意見と今後の方針をお願いします。

これで、1回目の質問を終わらせてきます。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

關谷議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 關谷議員さんの御質問に対する答弁に入る前に、まずもって今回のワクチン接種に対しまして、皆様方の御協力と御理解に町を代表しまして心より感謝を申し上げたいと思います。今のところワクチン接種の状況であります、昨日現在で希望される65歳以上の方の1回目の接種はほぼ完了いたしました。65歳以上の対象者に対する接種率は大体8割弱、78から79%だと思っております。非常に県内でも高い数値ではないかと思っております。今後は2回目の高齢者接種を進めるとともに、64歳以下の基礎疾患のある方、そして町内の保育士さん等を優先接種の対象として、医師会の協力も得ながら粛々と進めていきたいと思っておりますので、また今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、答弁のほうをさせていただきます。

まず、要支援・要介護の方の情報の取扱いについてでございます。

個人情報の取扱いにつきましては、笠松町個人情報保護条例に基づき実施しており、議員も言われていますように、個人情報保護の観点から、本人の同意がある場合などを除き、外部には提供できません。そのため、今回のワクチン接種につきましては、要支援・要介護認定の方で予約や接種に当たり支援が必要な方に対して、町としましても認定者の方の不安を少しでも軽減するため、65歳以上の介助されている家族や付添いの方にも同時に予約接種していただけるようにいたしました。また、付添いや家族が見えない独り暮らし高齢者の方もお見えになりますので、そのような方にもスムーズに予約や接種ができるよう、地域包括支援センターの職員や町内のケアマネジャーに対し、案内状の確認や予診票の記入、予約の支援、接種会場への持参品の確認等をお願いいたしました。

今回の接種に当たり、議員をはじめ町内会の方々が、要支援・要介護認定の方をはじめ町内の高齢者の方へのお手伝いをしていただくことにつきましては、大変感謝をしておるところであります。議員が言われますように、本人の同意の下、限られた場合のみ開示するという御提案につきましては、災害時や緊急時には必要なことであり、町でも避難行動要支援者名簿を作成しており、災害時には開示をいたします。それ以外の場合におきましては、現在のところ、個人情報保護や特殊詐欺などの防犯上の観点からも個人情報の開示は困難であると認識しております。議員をはじめ町内会の皆様には、共助の考えの下、要支援・要介護認定のある方など特定の方に限定するのではなく、幅広く町内に見える高齢者や支援を必要とされる方に対して

日頃から声かけや見守りなど、今後も引き続きお願いしたいと考えているところであります。

続きまして、笠松町松枝地区の道路整備についてのお尋ねでございますが、羽島署木曾川橋線と羽島署高桑線は、都市計画道路として位置づけられております。羽島署木曾川橋線は、西端部分の松枝管渠排水路にかかる橋から、岐阜羽島警察署間の岐阜市行政区域内が未整備となっており、松枝地域町内会から橋の拡幅の要望をいただいているところであります。羽島署高桑線は、羽島市の上中岐阜線に接続する計画で、岐阜羽島警察署から岐阜南濃線丸野5交差点までの区間が未整備となっており、笠松町と岐阜市を通る路線となっています。岐阜市との協議では、都市計画道路整備の優先順位は、東海環状自動車道や名鉄高架事業のほうが高く、当該路線は最も低いとの回答を得ており、整備の見通しは立っておりません。

町としましては、岐阜市に対し、特に羽島署木曾川橋線の未整備区間の橋の拡幅事業を先行して事業化していただくよう粘り強く働きかけていきます。また、羽島署高桑線は、岐阜市から市の道路整備計画では現時点では実施予定がないとの回答を得ており、町としても、用地買収や名鉄の立体交差など課題も多い事業であるため、計画について再検討する必要があるのではないかと考えているところであります。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○2番（關谷樹弘君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきたいと思います。

要支援の方についてですが、笠松町は65歳以上の方の割合はこれからも変わることなく推移していくと思われますので、例えば町内の皆さんを守るためにも、今回の情報の開示というのはちょっと繊細なことでもありますので、国がやっているようなヘルプマークのようなものを笠松町のほうで準備され、かばんに下げられてはどうかと思います。先日も、土曜日の朝に木曾川のほうの堤防に下りましたら、そこを通行される方が私に、ヘルプマークを持っているんだよ、これはすごく助かると、本当にいいやつだよというふうでその方が言われましたので、安易にあなたは要支援ですか、要介護ですかとかではなく、その方がもしちょっと困ったときにさりげなく助けてほしいというメッセージを寄せられるためにも、もしよろしければ笠松町のほうで周囲の方にも認識できるんじゃないかと思われるようなマークの作成していただければいいんじゃないかと思うんですが、その点、町長さん、いかがでございましょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員のお尋ねのマークですが、現在、岐阜県におきまして、義足とか、あと人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、あるいは妊娠初期の方など、配慮や援助を必要とされていることが外見からはなかなか分からない方々を対象に、周囲の方々に配慮や援助が必要である、してほしいということを周りに伝えることができるような、今おっしゃ

るヘルプマークを作成し、普及に取り組んでいるところであります。この制度は、平成29年8月1日からスタートし、町の福祉子ども課の窓口では、今年の5月末までに244個のマークを配付しております。

議員御提案の独自のマークの作成につきましては、非常に必要というか有意義なものであることは認めますが、一方で、岐阜県のヘルプマークの趣旨と同様であることから、同じようなマークをつくってしまいますと混乱を招くことがありますし、また笠松町だけのマークだと、その方が町外へ行ったときに分からないと、このマークを持っていることがということで、今のところは考えておりません。議員におかれましても、配慮や援助が必要な方が見えたら、ぜひとも岐阜県のヘルプマーク、これは多分全国共通だと思いますので、周知、普及していただいて、人にやさしいまちづくりに貢献していただけたら大変ありがたいなというふうに思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○2番（關谷樹弘君） 御答弁ありがとうございました。明日からまた早く町を回りまして、周知に努力したいと思います。本当に福祉につきましては、町長さん、福祉部長さん、健康介護課長さん、今後とも皆さんよろしくお願いします。

あと最後にですが、先ほどの2番目の道路のことですが、地元の方にお伺いしますと、ちょっと個人的なことになるんですけど、笠松のほうに嫁がれていらっしゃった方がしゅうとめさんからここに道路ができるよというふうな話を聞かれておりまして、羽島署高桑線整備の話がまだ生きていて、さらにお子さんたちにも語り継がれていると聞いております。町長からの答弁には、用地買収や名鉄の立体交差の課題、さらに周辺の住宅も建ち始めていることから、計画を再検討していただき、羽島署から西の環状線までの道路では渋滞も発生しますので、その緩和や北門間地区の抜け道として車も押し寄せていますので、ぜひそういう問題点の解決に対しましてこれからもよろしくお願いします。

あと、これは質問ではないんですけど、ぜひ渋滞の緩和に併せ、地域の方が安心して暮らせる町となるよう、町長、そして岐阜市サイドで前進するよう要望いたしまして、今回の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

1番 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） おはようございます。

月並みではございますが、本日は天赦日と一粒万倍日が重なり、最高の開運日であると聞いております。その日にこうして議員として一般質問をさせていただけること、また改めて新たな気持ちで一步を踏み出し、これから精進していこうと思う次第でございます。どうぞよろし

くお願いいたします。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。  
プロモーション協会の在り方について質問させていただきます。

ちょうど1年前、私はこの一般質問の場でプロモーション協会について質問をさせていただきました。プロモーション協会とは何か、またプロモーション協会のメンバーの選定の仕方などを質問させていただきました。そのときの町長の答弁では、まずは商工会青年部を中心として設立し、その後、町外からも幅広く若者を募っていくと。そして、より活動の幅を広げていくという御答弁でございました。そして、行政があまり関わることなく、できれば自主的に運営していただくのが理想であると。

その後、青年部を中心に半ば強引に設立発表されたようにも受け取れましたが、まずはメンバー構成について質問させていただきます。当初から青年部を中心にとは聞いておりましたが、現プロモーション協会のメンバーは全て青年部で構成されております。青年部は青年部としてもう既に活動をされているのですから、二足のわらじをわざわざはかせなくてもいいのではないかということも思いました。せめてOBとか、数人でも他団体からこのプロモーション協会のメンバーとして入れて行う予定はございませんでしたでしょうか。つまり、あのメンバーは、誰がどのように決められたメンバーなのかお尋ねしたいと思います。そして、今後、幅広く募集をされていかれるとは思いますが、いつ頃どのタイミングでどのように募集をされていくおつもりであるかもお尋ねしたいと思います。

次に、そのプロモーション協会の内容でございます。

この協会が企画されたマルシェは、当初5月に商工会青年部が企画し行う予定でした。コロナの関係で行うことができず、秋に延期になったイベントですが、その後、やはりコロナ等でできなかったイベント企画です。それを受けるかのようにプロモーション協会が設立し、なぜか青年部企画のマルシェを冬マルシェと題し、その協会初めてのイベントとして行うと発表がありました。コロナや雨の影響もあり、その後3月、5月と、同じくプロモーション協会主催でマルシェを行う予定ではありましたが、全て中止となりました。

まず、なぜ青年部が企画し、行っていたマルシェを、半ば強引にプロモーション協会の企画にすり替え行おうとするのか、その意図がちょっと分かりません。商工会青年部を廃止として、名前をプロモーション協会にして今後やっていくとも思えるぐらい、そんなつもりでもないとは思いますが、そんなふうにも思えてしまいます。

そして、そのマルシェですが、実は私は出店する店舗という立場でもありました。また、議員という立場でもあります。そして、プロモーション協会のメンバーは、私が青年部時代と共に活動を一緒にしてきたメンバーでもありますので、できれば盛り上がるイベントになればいいと。そういう意味でも、できる限り協力してやりたいなということはすごく思っております。

たが、反面、こんなにコロナが蔓延し、飲食を伴うことを自粛するように各国民にも求められているにもかかわらず、このマルシェは飲食をメインとするイベントであります。そのイベントを行う必要があるのかということも思っていました。

プロモーション協会主催となれば、商工会の青年部主催ではございませんので、全ての責任が笠松町に課せられます。先ほども申しましたが、私はいろんな立場の中で非常に心苦しい決断をしていました。申し訳ございませんが、中止になってちょっとほっとしている自分もいるのも事実でございます。町長は1年前、できる限り行政が立ち入ることなく、自主的に行ってもらいたいと言われておられましたが、今回のマルシェの企画は、笠松町として止めるべき内容であったとは思いませんか。先ほども申しましたが、青年部とマルシェにあまりにもこだわり過ぎている気がしてなりません。町長の優しさでもあるのであれば、中止を言い渡すことが一番の優しさではなかったかと、そのようにさえ思っております。

最後に、組織の在り方ですが、例えば商工会青年部であれば、商工会の理事会という組織があり、青年部が企画したものは全てその理事会にかけられます。あのマルシェも、青年部が企画された当初、私も商工会の理事という立場でいましたので、理事会に議案として上げられたときは、かなり理事会から反対が出て、3回企画を練り直し、実現までこぎ着けたということを知っております。また、若い青年部がやろうとしているのだから見守ってやろうよという声もたくさん出ておりましたが、若い者は斬新な意見や行動力がありますが、経験に関しては不足しがちです。反対する組織ではなく、よりよい企画にするためにも、判断する組織が別に存在する必要があると私は考えますが、どのようにお考えでしょうか。プロモーション協会と笠松町の位置づけ、そして今後の笠松町としての関わり方、またそのプロモーション協会の今後のイベント内容など、決まっていればお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 間宮議員さんからのプロモーション協会の在り方についての御質問に対する答弁をさせていただきます。

これまでのまちづくり、特にイベントに関しましては、内容のマンネリ化や費用対効果など、従来の行政主導の運営手法では課題が大きくなり、これらを解決するものとして民間の知恵とネットワーク、スピード感を取り入れ、時代の変化に機敏に対応できる体制を整えた民間ノウハウを活用できる組織として期待される笠松町プロモーション協会が今年2月に設立されました。設立に当たりましては、かさマルシェとして、過去2回にわたり若者や子育てファミリーの集客で実績を上げた商工会青年部のマルシェ運営に携わったメンバーに、プロモーション協会の設立趣意をお伝えしたところ賛同いただき、協会の設立に至ったところであります。

メンバーに関しましては、まずは協会名義のイベントとして、かさマルシェの開催を実現したいとの思いから、協会側で検討され、企画立案及び運営準備を担うため、今回の設立に際しましては、商工会青年部の関係者として、部長をはじめ5名の部員、2名のオブザーバー部員、2名のOB、計9名で構成されています。今後の会員拡大につきましては、協会の目指す方針に沿って、プロモーション協会が主体的になっていくものでありますので、これからの事業展開に応じて、現会員のネットワークを生かし、活動を共にする方々の中から、まちづくりへの熱意やスキルを有し、協会活動に同調する方を募っていくものと想定しており、広く一般公募による会員募集のスタイルは取られないと聞いております。

次に、協会が行う予定でありました冬マルシェについてであります。昨年5月、青年部主催のかさマルシェvol.3が緊急事態措置区域の指定により延期となり、延期開催を予定していた秋も、コロナ感染拡大の影響により令和2年度の青年部事業かさマルシェは中止となりました。しかし、一部メンバーのかさマルシェの継続への熱意やコロナ禍のイベント自粛に対する思いと、町側も閑散時期である冬の笠松みなと公園の集客効果を図るため、実証実験としてイベントができないかと打診したところ、双方の思いが合致したため、協会による新たな冬マルシェと題して、ブームになりつつある冬キャンプをテーマに、会場内にテント設営エリアを設けるなど、従来のかさマルシェとは一味違ったイベントとして企画されたものであります。

また、出店数も3分の1程度の50店ほどに絞り、規模を縮小しての開催が計画され、開催に当たっては、協会のみならず町も一緒になって国や県のガイドライン等に沿った感染対策の徹底に努め、運営手法の県への事前相談による指導を受けるなど、安全・安心なイベント運営を実行する予定でありました。協会主催のイベントの緊急事態措置や蔓延防止等の重点措置下における開催の可否については、他地域のイベント開催の動向を踏まえ、町も相談を受けて検討を重ね、最終的には協会にて判断しております。また、3月の悪天候による中止判断も、複数の予報サイトの情報を分析し、前々日のお昼には早々に中止の決定をし、出店関係者への連絡やSNSでの情報発信などを迅速に対応したことにより大きなトラブルや苦情も出ず、これまでの協会による延期、中止の判断は適切であったと考えております。

今後の展開ですが、当初の予定では、まずはマルシェを開催し、その反省点、課題を洗い出し、運営面や組織面を再検討し、次のマルシェ、マルシェ以外のイベント、まちの魅力発信、観光資源の発掘などの活動に反映させていこうという思いでしたが、マルシェが開催できず、現段階では今後の活動は未定であります。コロナ終息の見通しが立ち次第、何らかの事業をしたいとの意向を聞いているところであります。

最後に、プロモーション協会は、独立した任意団体として柔軟な運営を実行していくため、時には関係団体から様々なアドバイスをいただくことがあるかと思いますが、最終的な意思決定は協会にて判断されることが好ましいと考えております。設立して日も浅く、不運にもまだ



協会としてのイベント事業が一つも実現できていない状況ですが、メンバーが所属している商工会もこの5月に理事が改選され、青年部との所縁もますます深くなり、町や商工会、議会などからの協会への期待や思いをお伝えしながら、より連携を深めたまちづくり事業が展開されることを期待するとともに、町としまして、将来的な自立運営に向けたサポートをしていくところであります。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1 番（間宮寿和君） 御答弁ありがとうございます。

今、御答弁の中で、やはりプロモーション協会にある程度お任せというようなスタイルで今後もということを御答弁いただきました。それは先ほどの私の話の中でも話しておりましたし、1年前もお聞きしたところではございますが、先ほど私がちょっと懸念するということの中で、プロモーション協会にお任せということである程度をやっていくことにおいて、笠松町が責任を取らなくてはいけない部分が必ずこれから出てくる可能性が出ますよね。そういう意味での、いわゆる最終的にそれをやるかやらないか、出されてきた案に対して。意見をするわけじゃないですが、それをやるかやらないかというような決定権というのは笠松町にあると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろん相談しますが、最終的には協会にあると思います。これは、例えば文化協会とかスポーツ協会、今度体育協会が変わりましたね。そこと同じような位置づけでありますので、議員も御承知のように、文化協会にしてもスポーツ協会にしても、イベントとか、そういう事業をするしないかは、もちろん町に相談は受ける場合がありますが、最終的にはそこがやっぱり決断されることが望ましいと思いますので、御理解をしていただきたいと思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1 番（間宮寿和君） 分かりました。

では、もう一つお聞きしたいんですが、今、まちづくり実行委員会というのがございますよね。そこも私の認識している限りでいきますと、春まつり、リバーサイドカーニバル等も含め、笠松のイベントというところを主に活動なされているというか、実行委員会があると思うんですが、そことのプロモーション協会との位置づけをどのようにお考えでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 何か質問の根本からちょっと、申し訳ないんですがというか、これはこの1年何もやっていないわけです。プロモーション協会も、議員が1年前のお話を出されてか

ら1ミリも進んでいないんです。その時点で、やっていないことに対して御質問をしていただくのは結構なんですけど、ちょっとまだこれは先のことは分かりませんし、今後のイベントについても、議員が先ほどいみじくもおっしゃられたように、やっぱりコロナの感染状況を見てやらなきゃいけないということで、まちづくり実行委員会ももちろん相談していきますが、まだその前提に、今、我々が必要なのは、このコロナを一刻も早く終息させる。そのために、先ほども關谷議員のときに申し上げましたように、ワクチンを接種させていただく。ですので、今ここで、どういう関わり方ということは具体的には申し上げられませんが、もちろんすぐに例えばイベントをプロモーション協会に移行するということはないと思います。もちろんまちづくり実行委員会、あるいは商工会、議会の皆さん、いろんな人たちの意見を聞きながらやっていきますので、ちょっと今後のことは、今時点で具体的にどうするかということは申し上げられませんが、いろいろな意見を踏まえ、そして協力できることは互いに連携していただくというのが理想的な在り方ではないかと私自身は思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。

今、町長がおっしゃられたとおり、確かにまだ何の活動もしておりませんし、今年もどうなるのかすら分かっていない、そんな現状の中でこのような質問もどうなのかなというのは、正直私も思いますが、できれば私も本当にイベントというのを早くやりたいなと。笠松のみならずですが、こうやって本当に全国が後ろ向きというか、気持ちがめいつている中で、イベントというものを通じて、少しでも活気ある町になればということはすごく私も思っておりますので、できればプロモーション協会さんにも本当に期待しておりまして、今後の笠松町の発展というか、担うなんていうことは失礼かもしれないんですが、そのぐらいの気持ちでイベントをきちっとやってもらえるとすごくうれしいなというところは常に思っております。

最後に、その中で、これもまだ先のことということにもなるかもしれないんですが、協会への予算なんですけれど、もちろんイベントともなると大きな予算が出る可能性もありますよね。その中で、もちろん予算というのは1年の中での予算という決めごとの中で決めていくことが多いと思うんですが、プロモーション協会さんの今後のイベントの関係の中で、予算のつけ方を、例えば来年の予算としてつけるのであれば、どれだけのイベントの内容をやっていくのかというのをあらかじめ知っておかないと、予算というのもつけづらいとか、どのぐらいの予算枠でというのも難しいことになってくると思うんですね。そういうところ、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員言われるように、何をやるということが決まってからの予算だと思

いますので、またこれからプロモーション協会の皆さんがいろいろ発案されてきて、それをできるかできないかも含め、またあるいは商工会等の協力を得る得ないも含め考えていきたいと思いますが、私の中では、将来的にはできる限り独立採算でやっていただきたい。というのは、これまでイベント、言葉は適切ではないかもしれませんが、一応商工会、あるいはまちづくり実行委員会が看板としては主体でしたが、どちらかというと行政が中心になってお膳立てをし、そしてまたいわゆるイベント会社のようなところに、これまた適切ではないかもしれませんが、ちょっと丸投げのようなところがあって、あまり費用対効果的にはどうかと。

同じイベントだったら、もう少しお金もかけずにできたり、あるいは手作り感を出せば、もっともっと幅広い人がお客さんとして来てくれたり、あるいは一緒になってやっていただける人が増えるんじゃないかと、そういう思いでプロモーション協会というのは、私自身も設立に向けて協力させていただいたところであります。そうした思いがありますので、やはり将来的には、全く独立採算は難しいかもしれませんが、できるだけ町の財政的な補助というのは少なくしていきたいと。それが一つのプロモーション協会設立の意義であるということを御理解していただくということで、ちょっと答弁にさせていただきたいが、よろしいでしょうか。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1 番（間宮寿和君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

先ほどの話とまた一緒になるんですが、本当に少しでもコロナが早く終息し、今話題となっているオリンピックも含めてですけれど、少しでもこういうイベントというものができるようになって、町民を含め国民が前向きに活動できる生活を祈って最後としたいと思います。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、1 時30分まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後1 時28分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

一般質問を続けます。

10番 長野議員。

○1 0 番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

4 点あります。消防団員の処遇等について、2 つ目は生理用品の小・中学校のトイレ等の配備について、3 つ目に給食費について、4 番目にヤングケアラーについての4 点をお願いいたします。

消防団員の処遇等についてですが、消防団員の処遇等に関する検討会からの中間報告書が示されました。この検討会は、消防団員数の減少が危機的な状況になっているとして昨年12月に消防庁において検討会を発足され、喫緊の課題である消防団員の適切な処遇の在り方について検討を行うこととし、昨年の12月から今年の3月までに4回にわたり議論され、一定の合意を得たので中間報告を行ったということです。今後は、処遇以外の団員確保策について議論し、本年夏頃を目途にまとめる予定としています。

この中間報告を踏まえ、全国各地において消防団員の処遇改善が進み、団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実・強化につながることを切に期待したいと座長の室崎益輝氏が述べられています。

そして、消防団の現状と課題として、1つ、令和2年4月1日時点の消防団員数は、前年から1万3,504人減少し81万8,478人となっている。これは全国状況です。消防団員の入団数・退団数を分析すると、退団者数はおおむね横ばい傾向であるのに対し、入団数が大きく減少していることが団員数の大幅減の大きな要因となっていることが判明した。とりわけ20代の入団者が約4割減少、30代も2割減少など若年層の入団者数の減少が顕著となっている。こうした状況を踏まえ、特に若年層にとって入団したい、引き続き在団したいと思えるような処遇の在り方、消防団の在り方について検討していく必要がある。

2つ目に、平成22年から令和元年までの10年間の消防団員の出勤回数は68万5,499回で1割増加しており、出勤の種別では、火災のための出勤は2割減少、風水害の出勤は2.5倍以上に増加している。

具体的な活動内容では、地域によって様々ではあるが、災害発生前の土のう作りや住民に対する避難の呼びかけや援助、災害発生直後の消火・排水作業や救助活動、災害発生後の搜索活動や土砂・災害ごみの撤去など多岐にわたっています。消防団員数が減少する中で、団員の活動が多様化、複雑化しており、団員一人一人の負担が重くなっていることを踏まえた処遇の在り方、消防団の在り方について検討していく必要がある。

3つ目に、以上を踏まえ、検討会は出勤に応じて支払われる出勤手当と、消防団員に対し年額で支払われる年額報酬について検討してきた。

これらの改善が団員本人の士気向上につながることはもちろん、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠だと考える。とりわけ出勤手当は、災害時の出勤のように自らも危険であるにもかかわらず地域住民の安全・安心を守るために行われるものに対して、相応の処遇をするべきであるという問題意識の下、適切な在り方について特に深く検討を行った。また、検討過程においては、消防団の運営に必要な経費の在り方についても検討を行ったと報告されていますが、当町においての消防団員の定数は120人ですが、現在110名の団員だとお聞きしました。団員の確保には、それぞれの地域で大変苦勞されながら今日に来ていると思います

が、笠松町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例には、消防団員は基本団員と機能別団員とあり、機能別団員は特定の任務に限り従事する団員とありますが、どのような任務でしょうか、お尋ねします。

小学校区ごとに3団で構成されていると思いますが、団ごとの状況、女性団員の人数はどのようなになっているのかお尋ねします。

また、団員の報酬の年額は下記の表のようです。年額ですが、団長8万2,500円、副団長6万9,000円、分団長5万500円、副分団長4万5,500円、部長4万3,000円、班長3万7,000円、団員3万6,500円、機能別団員5,000円。次に、費用弁償、出動手当については、水火災、警備、教養訓練等の職務に従事する場合、1回につき1,500円、出初め式、特別点検等に出場した場合、1回につき2,000円となっていますが、この報告をどのように受け止められ、改善される計画があるのかお尋ねします。

また、出動手当については、勧告では7,000円から8,000円が提起されていますが、そのことにつきましてもどのようにお考えなのかお尋ねします。

2つ目に参りますが、生理用品を小・中学校のトイレ等への配備についてです。

この問題は、新型コロナウイルス感染症の拡大の中で顕在化した生理の貧困への支援の必要性が明らかになってきたものです。経済的な理由で生理用品を購入できない女性や子供の健康と尊厳に関わる問題だと考えます。一日も早い対応をお願いしたいと思います。また、一般女性や高校生にも対応する必要があると考えられますので、全てのトイレについて女性トイレには備えてほしいと考えますが、その点もお尋ねします。

3つ目の小・中学校の給食費についてです。

給食費は、現在、中学生は月額5,300円、小学生は月額4,600円ですが、日々の給食数についてはどのように把握されて給食を進められているのかお尋ねします。

私のところへ、中学生ですが不登校を続けておられるお子様の相談で来られた方ですが、給食費については納め続けていると言われました。令和2年度の各学校の不登校の状況をお聞きしましたところ、笠小が2名、松枝小学校が4名、下羽栗小学校が2名、笠松中学校が22名のことでしたが、今年度の状況はどうかお尋ねします。そして、不登校についてはどのようなになっているのかお尋ねします。

次に、4番目ですが、ヤングケアラーについてです。

ヤングケアラーとは、本来であれば大人が担うと想定されているような家族の世話を行っている18歳未満の子供たちのことです。

5月23日の日曜日の中日新聞によりますが、国が初めて実施した全国ヤングケアラー実態調査は、全国の公立中学1,000校、全日制の高校350校を抽出し、ともに2年生を対象にインターネットを通じて回答を呼びかけました。この調査では、世話をしている家族がいると答えたの

は中学2年生の5.7%で、100人の生徒の中で6人くらいはいるということになるのではないかと思います。平日平均4時間、ケアをしていることが分かったそうです。

今後、各自治体で全数調査に近い形で調査をやっていくことが必要だと思いますと澁谷智子成蹊大学教授が述べられていますが、私もそのように思いました。ケアを担う子供たちの学校生活への影響として、遅刻や欠席、忘れ物が多い、宿題をしてこない、学力が振るわない、汚れた洋服を着て通学するなどの衛生面、おなかをすかせているなどの栄養面、友達やクラスメイトとの関係が思わしくない。教育現場から見ますと、困った子でなく困っている子供と捉えていくべきだと思います。また、福祉などとの連携も必要を強く感じます。

このヤングケアラーについての調査と対策について、町長にお尋ねします。どうぞよろしくお願いいたします。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんからの御質問に対する答弁をさせていただきます。

まず最初に、消防団員の処遇等についての御質問でございますが、議員御質問のとおり、消防団員の定数120名に対し今年度は退団者15名、入団者10名と5名の減員となり、令和3年4月現在の団員数は、機能別団員や女性消防団員を含め110名であります。

各分団ごとの構成といたしましては、本部13名、うち女性団員6名、第1分団30名、うち機能別団員2名、第2分団42名、うち機能別団員2名、女性団員1人、第3分団25名、うち機能別団員2名となっております。

機能別団員の職務は、笠松町消防団機能別消防団員の任用、身分等に関する要綱において、1. 火災の初期消火及び後方支援、2. 大規模災害時における避難支援、3. その他団長が特に必要と認める職務と規定されており、主な役割といたしましては、火災現場などで不足する消防力を補完する任務を担っていただいております。機能別団員につきましては、消防団を退団された経験豊富な方を任用しており、消防団員の定員確保の手法の一つではありますが、機能別団員の職務はあくまでも後方支援が主となりますので、基本団員の確保に努める必要があると考えます。

最後に、消防団員への報酬等につきましては、現在、役職に応じた年額報酬と出動に対する費用弁償を支給しております。消防団員の年額報酬としては、団員で年額3万6,500円で中間報告が示す標準額3万6,500円と同額であります。災害に関する出動については、1回につき1,500円で、中間報告の8,000円とは大きく差がある状況であります。

また、中間報告では、災害以外の出動については、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案し標準額と均衡の取れた額となるよう検討するよう通知がなされました。災害が多発化、

激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、一人一人の負担も大きくなっていく中で消防団員を確保するためには報酬を含めた処遇改善について積極的に検討する必要があります。

こうした中、昨年度の年末夜警の実施に際しては、団員から様々な意見を聴取し、団員の負担軽減の観点から実施時間を短縮するなど柔軟に対応されているところであります。

また、4月の新団長就任時の団長との懇談では、従前からの消防団の在り方、手法にこだわることなく、近年の就業構造の変化、個人のライフスタイルの多様化を踏まえ、団員確保や団行事活動の在り方について見直しの必要性を確認し、認識を共有したところであります。

現在、県が主体となって実施するアンケート調査により団役員や若手消防団員の意見を聴取しており、今後の訓練や行事の在り方を見直していくことで若手団員の加入しやすい環境づくりにつなげていきたいと考えております。

2番目の御質問、生理用品の小・中学校トイレ等配備についての御質問でございますが、町では経済的な理由などによる生活困窮者の方々からの困り事につきましては、町社会福祉協議会と連携しながら迅速に対応しているところであります。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った家庭なども増えてくることも鑑み、町社会福祉協議会との連携のみならず、さらに柔軟に対応しなければならないと考えております。

そこで、町としましては、生理用品、紙おむつなど日用品を購入できずお困りになっている方が見えたら、防災備蓄品の中で更新時期を迎えるものがあれば利活用し対応していきたいと考えております。

続きまして、長期不登校の小・中学生の給食費についてのお尋ねでございますが、日々の学校給食につきましては、毎月15日までに翌月分の学級別給食数表及び給食数予定表を各小・中学校長から報告していただいております。また、この予定数を変更する場合は、変更がある前日の午前9時までに各小・中学校から給食数変更報告書を提出していただくことにより給食数を把握しております。

なお、6月1日現在の児童及び生徒の給食数は、笠松小学校が221食、松枝小学校が557食、下羽栗小学校が304食、笠松中学校が566食で、児童及び生徒の給食数の合計は1,648食となっており、教職員を含めた全部の給食数は1,772食となっております。

給食費につきましては、議員も御承知のとおり、令和2年度から学校給食費を公会計化し、給食費として食材費のみを児童及び生徒の保護者に負担していただいております。

このような中、5月末現在の各学校の不登校の状況は、笠松小学校が1名、松枝小学校が1名、下羽栗小学校が2名、笠松中学校が14名となっております。こうした不登校の児童及び生徒につきましては、学校給食の提供を受けることができないことから、学校給食停止（再開）届により学校給食の停止を希望することを可能としております。この届けは児童及び生徒の保

護者から、原則、停止を希望する日の3日前までに学校長の意見を添えて町に提供された場合に、学校が受理した日の翌日から起算して3日目、休日等を除きますが、以降が学校給食費に反映され、給食停止期間中は給食費の支払いはありません。この取扱いにつきましては、規則を整備し、令和2年4月1日より施行しており、町ホームページでもお知らせしております。

一言で不登校と言いましても、個々の状況は様々で、心身の状態により登校することが左右されることもあるのではないかと思います。本人はもとより、その保護者にとっても非常に繊細で細心の注意を払うことが必要な事柄であると想像します。

給食センターとしましても、今後も各小・中学校と連携し、家庭の事情と考えを最大限に尊重した給食の提供及び費用の徴収に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ヤングケアラーについてでございます。

ヤングケアラーにつきましては、法令上の定義はありませんが、一般的には、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり友達と遊ぶ時間がなかったりするなど、本来守るべき子供自身の権利を侵害されている可能性のある18歳未満の子供を指します。このヤングケアラーは実態が見えにくく、その背景には少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家族の経済状況の変化といった様々な要因があると考えています。

こうした中、岐阜県においては令和2年8月に各市町村の要保護児童対策地域協議会に対して追加調査が実施され、当町では6人のヤングケアラーを把握しており、その旨を報告しております。この6人については、身体的虐待、心理的虐待もその背景にあり、現在、学校や地域など関係機関で、その子供のみではなく家族を含めて見守りや支援を長期的に行っております。

議員御提案の町単独の実態調査ですが、ヤングケアラーは問題が複雑で社会的な孤立や孤独に陥りやすく、行政の支援が届きにくい面もあり、そのため実態調査という手法ではなく要保護児童対策地域協議会等で継続して把握に努め、把握した個々の事例に応じて子供の精神状態に配慮しながら教育委員会や小・中学校、保育所等、地域の関係者、関係機関と情報を密に取り丁寧に対応し、見守りや公的サービスにつなげるなどきめ細かく支援していきたいと考えています。以上であります。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 長野議員の2項目め、生理用品の小・中学校のトイレ等の配備について、お答えをいたします。

現在、小・中学校において生理用品を学校のトイレに常備はしていませんが、保健室に常備をしております。これまでの対応につきましては、小学校で月平均1人程度、中学校においては月平均四、五人程度であると聞いております。

各小・中学校で十分に対応できる数が常備されており、不足する事態になったことは今まで



はございません。また、保護者や児童・生徒からトイレに常備してほしいという要望も現在のところは聞いてはおりません。

保健室は学校の保健活動における中核的な役割を果たしております。その保健室を経営する養護教諭は児童・生徒の健康管理や保健指導の中心と言える存在であり、児童・生徒もそれを十分理解しています。そうしたことから、保健室はどの児童・生徒にとっても安心・安全、そして相談しやすい場所となるよう努めております。その保健室に常備をすることで、必要に応じて取りに来る児童・生徒に対して、体や心の成長に関する指導、援助ができるとともに、もう一つ、必要に応じて家庭環境も含めた教育相談ができるという利点もあると考えております。

したがって、児童・生徒の実態や健康、安全、衛生的な管理等も含め、よりよい学校生活が営まれることを考えると、今後も保健室での対応を続けていくことが望ましいと考えてはおります。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） それでは、まず消防団員の処遇等についてお願いをいたします。

幸い笠松町は、これまでに東北や九州のほうで起こったような豪雨災害とか地震による災害とかにはおかげさまで遭遇しないでここまで来ておりますが、いつ消防団員さんの方に本当に助けていただくような状況が起こりかねないとも思いますので、この呼びかけに応じて誠実に消防団員の拡充をしていくことも、また団員の皆さんにもそのことを分かってもらっていくことも大事だと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 消防団員の今後の在り方につきましては、私の中で一番大事にしているのは、やはり団員本人が誇りと、そしてやる気を持って、そしてまた家族の理解が得られるような、そういった環境の中でやっていくことが重要ではないかと思っています。

私自身も若い消防団員の方からお話を聞く機会がありましたが、1つ感じたことは、やはり昔とちょっと意識が変わってきたなど。昔のように、消防団だから厳しい訓練は当たり前だ、もちろん自分の安全を守り、そして的確に任務を遂行するためには訓練というのは必要かもしれませんが、ただその中でもやはり若い団員の中では、家族のことも触れ合いの時間も考えたり、あるいは自分の本業である仕事のこともやっぱり考えていかなきゃいけない。そういったことをこれからはいろいろ配慮して、そしてなおかつ消防団員をやっていてよかったなとか、そしてそれを周りの人たち、特に若い世代に、友達やあるいは地域の後輩に、おまえも消防団員やってみたらどうだというふうに自信を持って勧められるような、そういった環境づくりにしていくことが消防団員の団員数の確保とか、またそういったいろんな意味の待遇改善について、生の声がダイレクトに団の幹部とか、あるいは私たち行政に伝わる、そういったことにつ

ながっていくんではないかと思いますので、これからも今まで以上に現場の声にしっかりと耳を傾けながら、時には団長さんはじめ幹部の皆さんとも意見交換をしながら、形だけではなく本当の団員自身のための処遇改善というものは図っていくべきではないかというふうには考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 町長さんの言われるとおりでと思いますが、いつ起こるか分からない、その大きな災害が来たときに備えるということでは何を必要とされているのか。また、このままの団員の数でいいのか、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 団員の数というのは、1つ非常に難しい問題があります。

ただ、今定数があるから取りあえず頭数をそろえればいいというだけでは、いざというときにやっぱり指揮系統の乱れとかありますし、また幸いなことに笠松町の場合は常備消防が非常にしっかりとしておりますし、また面積も狭い中、羽島郡の中で合わせて20平方キロという中で活動が非常にしやすいという中であります。

ですので、今の定員数に、これが果たしていいのか、あと装備の問題というのもあると思います。基本的に今の現状でいきますと、消防団員というのは大規模災害以外に含めてふだんは後方支援等もありますし、また笠松町のこういった狭い町の中とかそういったことを考えた場合に、やはりそういったものも今後団の皆さんの意見を聞きながら考えていく、それが消防力の充実につながっていくのではないかと思いますので、この辺りはもう少し時間をかけて長期的な計画を立てていくといいんではないかというふうには個人的には思っています。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 一番あれなのは水害で、木曽川が氾濫しない限りは、多分笠松町は山崩れとかそういう心配もないし、本当にいいところに住んでいると私も思っているところです。けれども、本当に今の気候変動の中ではどんなことが起こるかは分かりませんので、備えていくことも大事なんですけど、その一つとして、おかげさまで全国の表を見ますと笠松町も年額は3万6,500円と全国並みにしていただいていますけど、せめて出動手当の問題は、今のここにあります2点の関係から言えば1,500円、2,000円というのはまあまあのところかなあ、県下の出動手当を調べていただきましたけれども普通ではないかと思います。例えば、各務原市は出動手当のほうですが、費用弁償に当たるものですけど、7,000円になっていたりしますけど、また岐南町でいいますと年報酬額は3万7,000円、それから費用弁償は2,000円になっていたりしますが、災害が起こったときは本当に時間も命もかけての消防団員のお仕事が起こ

ってくるのではないかと思います。こうした場合だけでももう少し、今国のほうから7,000円から8,000円と言われる。もちろん笠松の経済事情もありますので、そこまでに行くかどうか分かりませんが、少し検討すべきではないかと思いますが、その検討はしていただけないでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、具体的に幾らかというのはちょっとまだ申し上げられませんが、積極的に検討していくべき時期に来ているというふうには認識しております。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 災害が起きる前にお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の質問にお願いいたします。

生理用品で、本当にこのコロナの中で明らかになった問題ですけど、もう一つはジェンダー平等の立場からいたしますと、ここでは貧困だけの問題ではなくて、女性の立場として、突然に学校に来てから生理になってしまった、そんなことも含めてあるわけです。勤めている途中とか、電車の中でとか、いろいろあります。ですから、私は日本中が全ての女性トイレには生理用品が備えられている、そういう日本になってほしいと思いますし、取りあえず保健室だけでは、生理になるということは、男女同一クラスにいるところで女性としては大っぴらに今生理やでという形にはなかなか言えないことで、私、高校のときは女子12人、男子38人というクラスでした。ですから、生理であっても休むというのは嫌だから、体操もマラソンも全て男性並みにやってきました。そういうことから思いますが、今でもその点では保健室に言っていくということ自体なかなか女性として勇気の要ることなんですし、女性という特性からみればそこまで配慮した、女性のトイレには備えてあると、そんなふうにしていただくようお願いしたいと思いますし、そういう世の中になるように私も引き続き頑張りますが、お願いしておきたいと思います。改めてください。

それからもう一つ、教育長さんにお聞きしたいのは、今、小学生は生理になるのは、私自体で言えば中学2年生の終わり頃に初潮を見たんですけど、今は大分違っているというふうにはお聞きしますが、どのような状況なのかお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） すみません、明確にはお答えできませんけれども、人それぞれ異なるということですが、早い子だと小学校4年生ぐらいにはなるというところで、学校のほうでも女子生徒に対して早めに指導を行っております。早い子は4年生ぐらいという話を聞いております。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 女性特有の問題でもありますし、私たちのときですと、生理が初めてあったときには家族で赤飯を炊いて祝っていただくような話もありましたけれども、小学校4年生、3年生でというお話も聞いたりしているんですが、そういう場合にも生理になったということが分かって自分で処理ができるようなことも考えますと、本当に学校生活の中で言えば大事なことですし、社会的にいきましても、そういう意味で全体に女性のトイレへ行けば生理は助かるというような状況になってほしいと思うので、また防災の経費が、衛生問題もありますので期限の過ぎたのを貧困のところに渡す、それはそれで利用していただくには大丈夫かと思えますけど、もっと貧困だけではないんだという女性の立場としての問題として受けていただきたいと思いますので、他の職員の皆さんもどうぞその問題につきましてはよろしく願いいたします。

次に3つ目に移りたいと思いますが、お願いします。

学校給食については、町長さんから言われましたように、一応保護者が、不登校の場合ですけど、校長先生にお休みをするという状況を話して、給食費を払わないような手だてはできるというふうに答弁ではお伺いしたつもりですが、そのように考えていいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

先ほど答弁にもございましたように、学校給食費につきましては笠松町学校給食費に関する条例施行規則第9条に、学校給食の提供を受けることができない場合の届出についての規制がございまして、それは保護者等が学校と相談されまして、そして学校のほうから学校長名で学校給食を停止する届出を給食センターへ出していただきまして、それに基づいて給食費を止めさせていただきます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） その学校給食法にあることも私は十分勉強しておりませんでしたのであれですが、そのこと自体は各父兄の皆さんが御承知のことなんでしょうか。その点、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） 学校給食の停止につきまして、取扱いにつきましては町のホームページでもお知らせしておりますし、あとPTA総会とか入学説明会などの保護者が集まるときにも、不登校による場合とかけがや病気などで長期に休まれる場合の給食を止めるための手続方法について説明しておりますので、今後も保護者の方にはそういったことも説明しながら

ら、学校給食費の意義とか役割とか学校給食納入の重要性についてもそういった理解を求めていきたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

それでは、4番目のヤングケアラーについてでございますが、私たちのここまで生きてくる過程の中で、家の中に皆さんに助けてほしいことや苦しいことがあっても、家族の中で、家の中で収めておけというような家風があったりします。そして、そのようなことがこのヤングケアラーにつながっているという問題もあるのではないかと思っておりますが、でも子供の権利から言えば、義務教育をちゃんと受けさせる、それが大人の役割、社会の役割、そういうことからいきましても、6人ぐらいはいらっしゃるだろうということですが、これは小学校でしょうか、中学校でしょうか、その点。また、分かれば、小学校、中学校それぞれで人数が把握されていれば教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

6人把握しているお子さんにつきましては、中学生のお子さんが3人です。それから、小学生のお子さんがお二人で、お一人は高校生のお子さんになっております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） この調査するということがまたなかなか難しいと言われますが、どのような調査方法で行われたのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回、調査された県の調査につきましては、各市町村にあります要保護児童対策協議会のほうに調査がありまして、その協議会、町が持っておるものですけれども、協議会単位で調査を回答させていただきました。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 基本的には親に代わって小学生、中学生、高校生が家族の世話をしているということですので、必ず福祉と関係していると思います。ですから、取りあえず6人の方にそれぞれどのような対応をされてきているのかお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず要保護児童対策地域協議会というものがあまして、そこには一番上に代表者会議、それから実務者会議、それから個別ケース検討会議というものがございます。それぞれこの6人のお子さん以外にも虐待等に関わりがあるというか、こちらのほうで見守りを続けているお子さんたちについての検討をさせていただいております。

特に、実務者会議のその下の個別ケース検討会議では、そのお子さんそれぞれにどんなふうに支援をしていったらいいかということも具体的に検討しております。そのメンバーとしましては、町職員はもちろんなんですけれども、小学校、中学校の先生であったり、教育委員会であったり、それから保育所等、それから地域の主任児童委員さんであったり、いろんな関わりのある方が入っていただいております。

今回の6人のお子さんにつきましては、そのお子さんがどういうふうなヤングケアラーかというのは具体的にはお話しできないんですけれども、例えば御兄弟の方の面倒を見なければいけないということでありましたら、じゃあ逆にその小さいお子さんを例えば保育所のほうに通ったほうがいいんじゃないかということであつないでいったりとか、それから例えば家の仕事を手伝うためになかなか学校が遅刻がちだというお子さんについては、親さんのほうにもいろいろお話をしながら、何とか家の仕事を手伝うということを少しでも改善して学校にちゃんと遅刻せずに行けるようにというふうに、具体的に1つずつ改善できるようにいろいろ支援をしてきております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 本当にその子供がまず心を開いて、家の中のこと、自分の困っていることをちゃんと話ができて、そしてお願いしたいことや、またお願いしていける道があるということを知ることが大事だということを私はいつもテレビなどの問題を見ていても思うんですが、例えば親御さんの面倒を見ていて、介護保険という制度があつて、それにお母さんのお世話が大変なので助けてと初めて表に出るんですよね。ですから、いつも全ての毎日の中で福祉の立場として、また学校は学校の立場として、先ほど言いましたけど、困った子ではなくて困っている子として見ていく、この感覚がないとなかなか助けられないんですよね。

ですから、その2点を今後とも生かしていただいて、早く見つけていただいて子供を解放し、勉強できる状態にしてやっていく、このことが大切であり、毎日のところで、突然に起こることじゃなくて積み上げで起こってきていることだと思いますので、ぜひそこに、教育長のほうの立場としては、それぞれの担任の先生が子供たちにそんな目を向けていただけるようお願いしたいし、そのことはすぐ福祉と相談するなら解決していく道に一番近いと思いますので、また福祉のほうはその道をたくさん研究していただいて頑張っていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問を続けます。

3 番 高橋議員。

○3 番（高橋伸治君） 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従って質問させていただきます。

まず質問に入ります前に、新型コロナワクチンの集団接種に関係しておられる医療関係従事者の皆さんやスタッフの皆様、本当に連日御苦労さまでございます。心から感謝を申し上げます。私も先日、13日に第1回目の接種を終えたところでございます。

それでは、質問に入ります。

笠松町では、2011年を計画初年度とする笠松町第5次総合計画の後を受け、今年度、2021年から10年間の基本構想、笠松町第6次総合計画が作成されたところであります。その中で目指すべき将来の方向性として、ベッドタウンとしての住みよさ向上と働く場の創出、出産や子育てでの希望をかなえられる環境の確立、医療・福祉の充実により生涯にわたって健康に過ごせる環境の確保など6項目が設定されております。

また、第6次総合計画の将来像として、「清流木曾川に抱かれた「豊かさ」と「やすらぎ」あふれる創造文化都市」の将来人口は2万2,000人とされております。また、まちづくりの課題としては、笠松町の医療体制は民間総合病院をはじめ身近な場所で質の高い医療を受けられる環境にあります。しかし、高齢化の進行は避けられず、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するためには、医療・介護・福祉が一体的に提供できる取組が求められております。

また、核家族化の進展や共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの高まり、低年齢児の保育の受皿の確保や病児・病後児保育の充実、地域子育てや支援拠点の充実が求められております。子育て世代のニーズを捉えながら、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制の拡充を推進する必要があります。

令和3年第1回定例会において、笠松町の第6次総合計画に基づき、ウイズコロナ、アフターコロナを見据え、行政基盤を強固にし、きめ細かな行政サービスを提供することが私に課せられた責務であると町長さんは発言をされました。

笠松町の第6次総合計画基本構想に掲げられた町の将来像「清流木曾川に抱かれた「豊かさ」と「やすらぎ」あふれる創造文化都市」の実現に向け、「まちの魅力を活かした にぎわいと癒やしのまちづくり」の理念の下、「ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち」「未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち」「にぎわいと活力あふれる創造のまち」「便利で快適に暮らせるやすらぎのまち」「安全で安心して暮らせる住みよいまち」「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち」の6つの基本方向を掲げ、将来像達成に向けて優先すべき事業に集中投資をする決意を表明されたところであります。

その中の1つ、「ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち」として、誰もが心豊かに生活を

送ることができるよう地域福祉を進めるとともに健康づくりを支援し、医療体制の整備、高齢者、障害のある人への支援の充実や安心して子育てができる環境の整備に努める必要があります。

また、子ども子育て支援、幼児教育の推進としては、各保育所にW i - F i 環境、タブレットを整備し、保育記録、保護者との連絡、登降園管理などの効率化を図り保育の質の向上に努める。そのほか、紙おむつ等を使用している乳幼児、高齢者、障害のある人への世帯へ指定ごみ袋を支給し、子育てや介護を行う世帯の生活支援を行うなどの非常にきめ細かな施策が打ち出されております。

また、現状の課題と今後の方向性としては、平成31年4月から子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期間までの切れ目のない支援が行われております。例えば、母子手帳の交付、妊婦健診、産後健診、産後ケア事業、乳幼児健診、乳幼児教室、プレパマクラブ、マタニティー育児相談などが実施されております。

保育所の環境整備の支援を行っているほか、通常保育に加えて延長保育、一時保育、療育支援、広域入所などが実施されております。また、現在は待機児童はいないものの、3歳児未満の入所希望者が増加しており、共働き世帯の増加と併せて入所希望者の増加が見込まれ、今後、保育士の確保など体制整備に努める必要があると思われます。

質問の第1、第6次総合計画の将来人口についてであります。

私の住んでいる町内では、最近、五、六年で30世帯ほどの増加があり、ますますベッドタウン化しております。笠松町全体では、世帯数は増加しているものの人口は横ばい傾向で、令和3年5月1日現在の人口は2万2,038人です。総合計画に掲げる推計人口2万2,000人に迫っており、全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、今後10年間の将来人口維持に向けどのような方策を考えておられるか、お尋ねをいたします。

次に、保育所の関係で2点質問をいたします。

私ごとでございますが、子供が今年の2月に育児休業を終了し職場復帰するに当たり、2歳の孫が保育所にお世話になりました。孫の生活環境は一変し、保育士さんの指導や周囲の園児からの多くの情報に刺激をされ、入所1週間ですごい成長を実感させられたところであります。

まず保育時間ですが、親がフルタイム等で勤務する場合、保育標準時間で最大利用可能時間は11時間と延長保育の1時間の計12時間です。また、親がパートタイム等勤務の場合は、短時間保育での利用可能時間は8時間と延長保育4時間で、どちらも12時間です。

保育基準は、2歳児の場合、1人当たりの面積基準は1.98平方メートル、2歳児6人に保育士1人と決まっており、よって保育室の大きさと各入園年齢時数により保育士数が決まってきます。いずれも基準は満たしていると思いますが、必要保育士を全て常勤の保育士だけで12時



間の保育を担当することは困難であり、非常勤保育士により満たされているのが現状であります。園児数は毎年変動し、少数ではございますが中途入所や親の残業などで急に延長保育が発生するなど、勤務の変更が必要になる場合があると思われまます。

基本方向のところでも触れましたが、保育事務の効率化を図り、保育の質の向上のためにさらなる保育士の処遇の改善が必要と思われまますが、考えがあればお答えをください。

最後に、1歳児、2歳児、3歳児の一部におむつの必要があります。現状は、おむつが必要な園児は日常使用しているおむつを事前に保育所に預けておき、使用済みのおむつは各家庭に持ち帰るシステムになっております。現在のようなシステムになったのには何か理由があったとは思いますが、保育所で処分するシステムに変更できないか、お尋ねをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 一般質問の途中ですが、2時45分まで休憩します。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時45分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

高橋議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんの御質問にお答えいたします。

まず1問目は、第6次総合計画の将来人口についてであります。

全国的に本格的な人口減少社会に突入する中、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、当町も人口減少の要因となる人口構造の変化は免れず、65歳以下である年少人口、生産年齢人口は大きく減少、65歳以上の老年人口はほぼ横ばいの見込みであり、このことは出生数減少が加速化し相対的に高齢化率の上昇につながるものであり、労働人口の減少や社会保障費の増大など私たちの住民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。

当町の人口ビジョンにおける地域別将来推計では、笠松地域は特に高齢化が進み2060年には人口が半減するとの見込みであり、松枝地域も2025年までは人口を維持するもののそれ以降は減少速度が加速化すると予測されています。下羽栗地域は他の2地域とは異なり、一定数の出生数が維持されるため人口は微増するとの推計となっております。

国勢調査の人口推移は、昭和55年から微増減を繰り返して現在に至っており、直近の平成27年（2015年）の2万2,750人は、それまでの35年間で115人減と他市町に比べて減少数は比較的小さいものでしたが、今月下旬に統計局より速報が出る予定である令和2年度数値では大幅な人口減少が見込まれ、当町においても本格的な人口減少社会の到来に直面しつつあります。

また社人研の推計においても、令和12年度（2030年）の人口は2万1,117人と15年間で1,633

人マイナス、7.18%マイナスまで大きく減少するとの予測となっています。

このような中、人口減少は産業界における人材不足、企業の撤退、税収等の減少、公共施設の維持管理・更新への影響など地域活力の著しい低下を招くものであり、これを食い止めるため、総合計画における令和12年度将来人口では現在の年少人口、生産年齢人口、老年人口の割合を維持し、人口減少のスピードを緩やかにしていくことを目標に2万2,000人とさせていただきました。

この将来人口の達成には、総合計画に掲げる様々な事業展開を図っていくことが必須であり、その一端ではありますが、子ども子育て支援として新こども館の建設に着手し、年内の完成を予定しております。この施設は乳幼児親子が安心して利用できる子育て支援拠点として、また小・中、高生が気軽に集える場として多くの方に利用していただけるよう、魅力ある施設や活動内容となるよう計画しております。

あわせて、日本国憲法や国連が保障する子供の権利を具体的に分かりやすく定め、大人の役割や町の取組について定める子供の権利条例の制定も予定しており、将来にわたって町民と町が一体となって子供の権利を大切にするとの姿勢を明らかにしてまいります。

また、地域公共交通サービスの拡充として、昨年10月より巡回町民バスのバス停追加や、朝の6時台、夜7時台の増便、この5月には老朽化したバス車両の更新を実施し、便利で安全な運行体制の確保に努めてまいりました。この秋には、普通車両を活用し事前に予約して利用する乗合送迎サービス、デマンド交通の導入も計画しており、これまで要望の多かった病院、ショッピングセンターへの乗り入れに応じてまいります。これら公共交通の充実は、笠松町が通勤・通学、生活で便利となり、そのことが居住地として優位性を向上させ、ひいては定住者の増加につながっていくものであります。

私は人口増加策として行政サービスの無償化などを目玉とする自治体とは一線を画し、医療・福祉、教育などあらゆる分野で質のよい生活、環境、行政を実現させることが自分たちの資源と強みを生かした町のブランド化の推進につながるものとして、町そのものの付加価値を高めることに注力してまいります。

笠松ブランドの向上は、町民の誇りを高め、子供たちの郷土愛を育み、地元商工業の発展や地価の上昇による税収の増加をもたらし、定住促進や地域経済基盤の強化へと拡大していくものであり、笠松に住んでよかった、これからも住み続けたいと実感してもらえるまちづくりこそが当町の実情に見合った人口減少への有効策ではないかと考えております。

続きまして、保育士の処遇改善についてのお尋ねでございます。

現在、保育所、保育園につきましては、年齢別の保育士配置基準、設備基準の国の基準に基づき施設運営をしております。このような中、保育士の確保としましては、保育所、保育園で働きたい方と保育所施設とのマッチングを行う岐阜県保育士・保育所支援センターを活用し、

保育士の希望に合った働き方ができるよう努めておられます。また、国の制度であります保育士の平均勤続年数に伴う処遇改善加算を活用し、給料面での処遇改善を行うなど、継続的に働くことができる環境づくりをしておられます。

しかしながら、昨今の保育士確保につきましては厳しい状況であり、さらに今後も確保が難しいことが予想されます。町といたしましても、今後、保育士の業務負担を軽減することが保育サービスの質の向上につながるとともに、保育士確保にも効果があるものだと考えております。そのため、議員も言われておりますように、町では今年度から町内の3つの保育所において職員のシフト管理や登降園管理の保育に関する計画、記録などの業務のICT化が行われるため、その導入費用の補助を行い、保育事務の効率化を図り保育士が働きやすい職場となるよう労働環境の改善を支援してまいります。

また、現在高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種を実施しておりますが、64歳未満の方の一般接種が始まる時には、保育士が安心して働くことができるよう保育士への優先接種も行っていきます。

今後も、さらなる保育士の労働環境や処遇改善に向けて国、県の施策情報を収集するとともに、保育所、保育園と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、保育所のおむつの持ち帰りについてのお尋ねでございますが、現在、おむつの持ち帰りの状況や保育所でのおむつを処分することについて、先日現場の声を聞かせていただきました。

まずおむつの持ち帰りを行っている理由につきましては、おむつを引き渡す際におむつの交換回数や便の状態を伝えることによってお子さんの健康状態や体調に対する意識を保護者の方に持っていただくことや、お子さんの1日の様子を話すことができるコミュニケーションの場として活用しておられます。また、保育所でのおむつを処分することについての思いを聞いたところ、保育士の業務負担増への心配、また臭いの心配があるとのことでした。

具体的には、現在、第一保育所では36人の未満児が利用しており、1日1人4から5回のおむつ替えをし、1人ずつ使用済みおむつをビニール袋に入れ個別のバケツに入れて管理され、保護者のお迎えの際に渡しておられます。今後、保育所での処分をする場合、さらに保育士が36人分、1つにまとめて別の収集場所にある専用回収ボックスに運搬する作業を毎日行うことになるかなりの重労働、負担感があるとのことでした。

次に、臭いの心配に関しては、施設内のみならず近隣の住宅へも臭いが広がることにより苦情の心配もされており、現場としては保育所で処分することについては幾つか課題があるとのことでした。しかしながら、このような課題が解消できるのであれば、保育所での処分も可能ではないかという認識もされていました。

近年の子ども子育て支援は、少子化社会や保護者の就業形態により子ども子育て支援法の基

本理念にありますように、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野が相互に協力して行わねばなりません。

このようなことから、おむつの持ち帰りについての保護者からの意見等は、今のところ町や保育所、保育園には寄せられていない状況ではありますが、保護者の負担軽減の観点から検討していくことが必要だと考えております。町といたしましても、今後、保護者や現場の保育士の意向を踏まえながら、安定的な保育士の確保や良質な労働環境などにも配慮しつつ、かつ町からの財政支援も含め、他の市町の実施状況も参考に保育所でのおむつ処理ができるよう保育所、保育園と一緒に検討していき、安心して子育てができる環境づくりを進めていきたいと考えております。

以上であります。

〔３番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○３番（高橋伸治君） 非常に丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず第６次総合計画の将来人口についてお尋ねを再度いたします。

現在の年少人口、生産年齢人口、老年人口の割合を維持すると。できるだけ減少のスピードを緩やかに抑えて目標年度に２万２,０００人を維持したいというふうに言っておられますが、第６次総合計画に示されております社人研の推計人口にいきますと２０２０年が２万２,４００人ぐらい、２０３０年、１０年先ですが２万１,０００人余ということで、人口的には９４％に減るということになっております。それから、人口の構成比のほうをしてみますと、６５歳以上が２８.３％から２８.７％、１５歳から６５歳が５９％から５９.７％、それからゼロ歳から１４歳が１２.８％から１１.６％ということで特にその変動幅の大きいこの推計ですね。ゼロ歳から１４歳、１０年間で約１％減少するというところでございますので、人口減少スピードを緩やかにするといいいながらゼロ歳から１４歳で緩やかにするというのも減ると。結局、出生数が少ないという状況でございますので、できるだけ人口増加を図るような対策が必要ではないかと。

町長さんをお願いでございますけれども、笠松町に住んでよかったと、それからこれからも住み続けたいと言われるような町にしていきたいというふうをお願いをしておきます。

それから、あとは２つとも保育所の関係でございますが、まず１点目でございますが、職員のシフト管理とか、それから登降園管理で今言われましたようにＩＣＴ化によって事務の軽減が図られるということでございますが、その導入費用の補助を行ったということでございますが補助率はどのぐらいであるかというのと、それから保育所の入所案内ですね。これはどこで作っておられるかというお尋ねをまずいたします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず保育所の保育事務ＩＣＴ化の補助ですけれども、こちらはかかった費用の４分の１はその施設が持つことになります。残り４分の３のうち、国のほうが４分の２、町が４分の１を補助することになります。ですので、園としては４分の３が補助をされるということになります。ただし、これは上限額がございまして、上限が１００万円となっております。

それから、保育所の入所案内につきましては笠松町のほうで作成しております。

〔３番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○３番（高橋伸治君） ありがとうございます。

補助率の関係は理解をいたしました。

実は、この質問をするに当たって、保育所については民間ですよということを言われました。実は私たちが通っていたのは町立の保育所でございますので、今、町から離れて公社の形になっておりますけれども、こういうような入所案内のようなものは町で作っておられるというふうに今言われましたように、特に一般の方については保育所は公立だという理解の方が非常に多いというふうに思っております。その関係で、次の質問をさせていただきます。

先ほど、おむつの関係で答弁がございましたが、おむつの使用済みでございますが、それを１つずつビニールの袋に入れて、それぞれの人数分、この場合ですと３６人分、３６個のバケツがあると。そこにそれぞれ入れて管理をして、帰りに袋に入れて持って帰るというふうに説明がございましたが、実態としましては、小のものにつきましてはそのままの状態でバケツに入れる、大のものについては新聞紙にくるんで臭いが出ないようにしてバケツに入れると。そのものが３６人分あって、帰りがけに親が迎えに来たときに渡すというのが、この持って帰る袋は親が持って行って、それに入れてもらって帰ってくると、こういうシステムになっておるのが現状でございます。

それで、その答弁の中で３６人分の管理をしておられるという説明でございましたが、これを保育所のほうでしていただけないかという提案に対して、３６人分を１つにまとめたら非常に重たいと、負担増になると。回収ボックスに持っていくのに大変だというようなことがございましたが、別に全部一緒に大きなものにして持っていくとか、そんな不合理なことを私は言っているつもりはないんです。家庭用のごみ袋に入った分だけを空いた時間に入れてもらえば、そんなに負担にならないというのと、それぞれくるんだり仕分して入れるより、保育所の１か所のそういうごみ袋に入れてしっかり封をすれば臭いがしないというふうに私は思いますので、そういうところはそちらの言われた答弁としては反論ができるのではないかなと。臭いについても、紙おむつで包んでおられるというのと、これがそのまま持って帰る条件になっておるわけですけれども、今のようにしっかりと封をして置いておけば臭いの問題はないと。それから、

持ち運びも小さなもので運べれば十分対応ができるというふうに私は考えるのでございます。

現在の保育所の関係ですが、連絡帳というものが実際にありまして、家庭の様子を書いています。園の様子を書いて回答をもらうということになっておりますので、実際に迎えに行ったときに、特に親が聞けば別ですけれども、通常の場合は、はいお土産ですということで袋だけもらって一緒に帰ると。うちへ行って連絡帳を見て、今日どうだったかなというのが本当の姿でないかなと、実際の姿ではないかなというふうに思っております。ですから、先ほど言われましたように臭いと重労働と、そういう負担が解決ができれば実行がしていただけるんではないかなというような御提案をまずしておきたい。

それから、ちょっとよその市町の状態ですが、岐阜市につきましては、市長が新しくなってから子供ファーストということを言われまして、令和元年6月から保育所で処理を実際にされております。岐南町はちょっと確認をしてみたんですが、岐南町は公立といたしますか、そういうところがないのでちょっと分かりませんという話でございましたので、現在、岐阜市ではこういうふうにされておりますので、そこら辺り検討されるかどうか、もう一度お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） これはあくまでも個人的な意見でいいでしょうか。

私自身も議員の考えに非常に近いところがありますし、というのは御承知のように、今年10月からごみが有料化になると思います。そして、それぞれ御家庭におむつを持って、これは非常に大きな家計の負担にもなりますし、また夏場等は車の中でちょっと臭いがするもの、大変保護者の方が嫌がられると思いますし、また方法につきましては、私思うんですが、特養のいわゆる高齢者福祉施設は子供の比ではないくらいおむつが出ます。これらを入居者の家族に持って帰ってもらうという話は私は一切聞いたことはないので、工夫次第でできると思います。

ただ、一方で現場の声も大事にしなきゃいけないというのも事実であります。これから、やはりそういったことをお互いどこで妥協案といたしますか、やれることをまず考えていく、そういったことが必要ではないかと思います。またこれがしっかりとした子育て支援にもなりますし、また一方で保育士の皆さんの負担軽減にならないか、そういったアイデアとか方法というものを何とか早い段階で考えて、一步でも実現に向けて努力していきたいと思っておりますので、また今後とも保育所のほうにも一度そういった問題を投げかけ、また機会があれば保護者の皆さんの意見も踏まえつつ考えていきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○3番（高橋伸治君） 前向きな御答弁、本当にありがとうございます。

もう一点ですが、先ほどちょっと質問のときにも触れたんですが、おむつをしておられる乳幼児の方とか、それから障害のある方でおむつをしておられる方、非常にきめ細かなごみ袋の

提供まで町がするというに言われております。そういうことの一環として、こういうことも細やかな配慮が必要でないかなということを要望しておきまして、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） これをもって一般質問を終結いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時09分

